

普及配布版は、表紙デザインを整え、知事巻頭言を加えた上で、平成23年5月中に発行します。

第2期
ふじのくに文化振興基本計画
(静岡県文化振興基本計画)

平成23年3月
静岡県

第2期 ふじのくに文化振興基本計画
(静岡県文化振興基本計画)

目 次

第1章	はじめに	1
1	計画の目的	
2	計画期間	
3	計画の位置付け	
4	計画の推進に当たって	
第2章	静岡県の文化振興のめざす姿(基本目標)	3
1	基本目標	
2	基本目標の考え方	
3	平成30年(第1期計画から10年後)の姿	
第3章	第1期計画を踏まえて	12
1	第1期計画の実施状況を総括	
2	第2期計画への課題	
第4章	目標の実現に向けて(今後の3年間の取組)	15
1	施策展開の方向	
2	目標達成のための視点	
3	重点施策の設定	
第5章	施策の展開	32
1	施策の体系	
2	施策の内容	
第6章	効果的な施策推進のために	52
1	文化に関わる様々な主体との協働	
2	政策の評価・改善	
資料編		57
1	用語解説	
2	静岡県の文化に関する各種データ	
3	計画策定までの経過	
4	静岡県文化政策審議会委員名簿	
5	静岡県文化振興基本条例	

第1章 はじめに

1 計画の目的

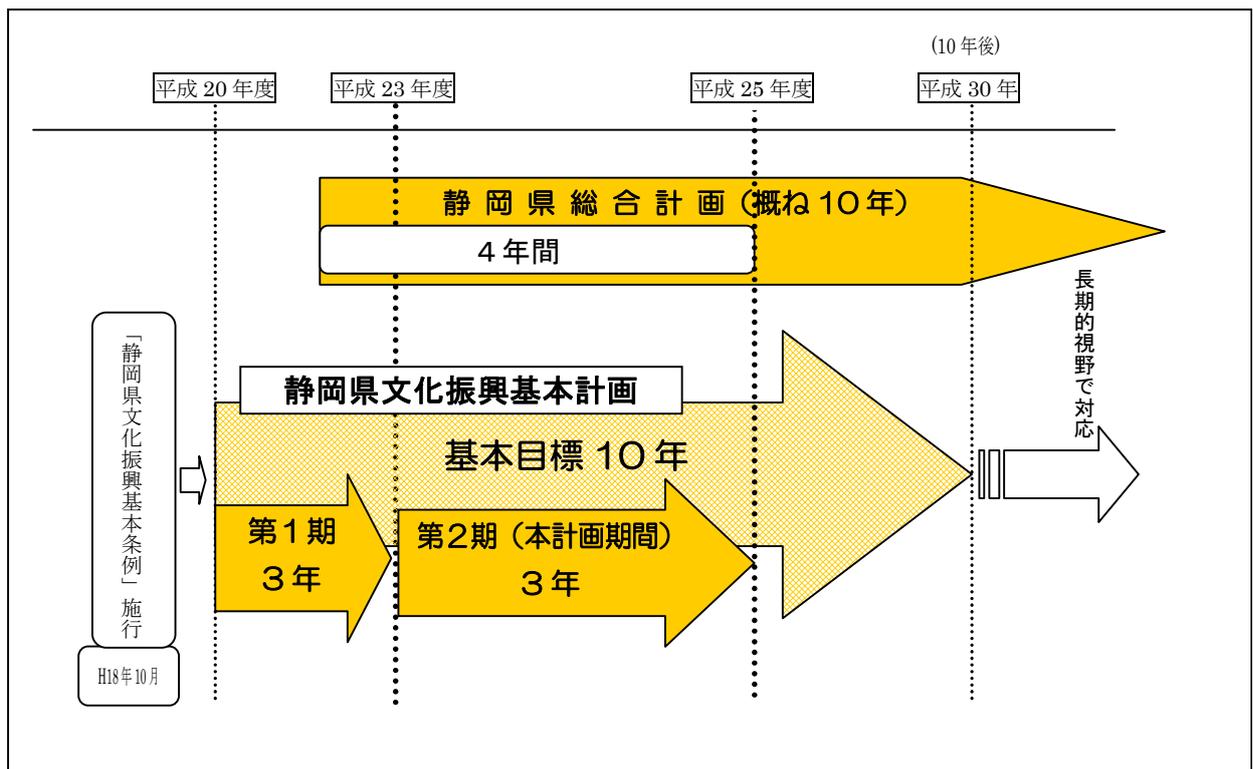
この「静岡県文化振興基本計画」（以下「計画」という。）は、「静岡県文化振興基本条例」（平成18年10月施行。以下「条例」という。）第6条に基づいて策定するもので、文化振興の目標や進める施策を明らかにし、本県の文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図ることにより、個性豊かで創意と活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

2 計画期間

文化振興は、その成果が発揮されるまでに比較的長い時間を要することから、長期的視点に立って取組を進めることが重要です。

このため、平成18年2月に策定した「静岡県の文化振興に関する基本政策」を踏まえ、今後10年程度を見据えた基本目標と、平成20（2008）年度から平成22（2010）年度までを計画期間とする3か年計画を内容とした第1期計画を平成20年3月に策定しました。

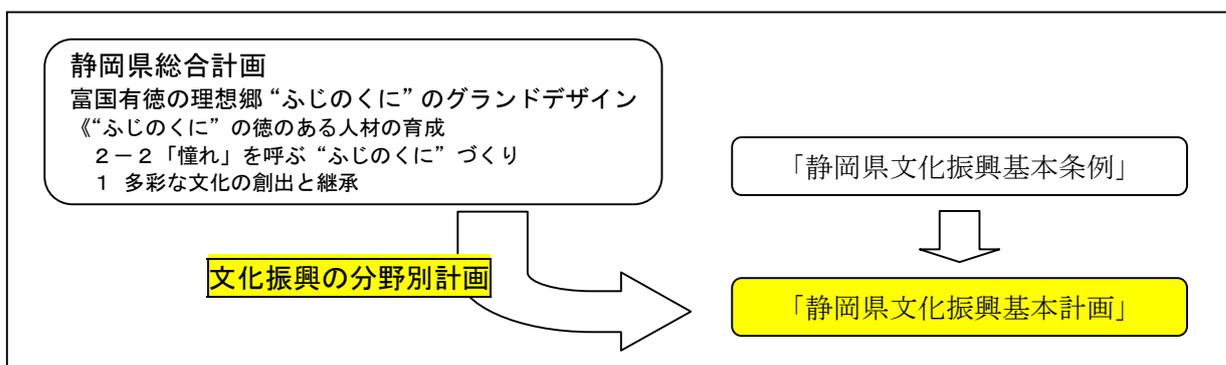
第2期計画は、平成23（2011）年度から平成25（2013）年度までの3年間を計画期間として、基本目標の達成に向けて、今後取組む内容を定めま



3 計画の位置付け

この計画は、条例に基づき、本県の文化政策の具体的な取組を明らかにするものです。

「静岡県総合計画」の文化振興に関する分野別計画として、本県の文化振興の基本となる計画です。



4 計画の推進に当たって

(1) 県の役割

文化活動の主役は県民（個人、芸術家、文化活動団体、民間団体、企業、NPOなど）です。

県は、県民の自主性が尊重されることを大切にし、文化の内容に介入したり、干渉したりすることがないようにします。

また、県民の文化活動が活発化するような環境や基盤の整備を担うとともに、市町や民間では実施が困難な広域的な視野に立った分野を担うこととします。

(2) 効果的、総合的な取組

平成 21 年に開催した「第 24 回国民文化祭 しずおか 2009」では、県内各地の多彩な文化に光があたり、本県の文化的な豊かさが再認識されました。

本県には地域の伝統芸能や食文化など文化資源が豊富にあることから、これらをさらに磨き、国内外に発信することが、継続的な文化資源の活用や創造活動の発展につながります。

こうした効果的な取組により、住む人が誇りに思い、愛着を感じる魅力的な地域づくりを行います。

また、あわせて文化振興施策とまちづくり、産業、観光、教育、医療、福祉など他の分野の施策と連携した総合的な取組を進めます。

第2章 静岡県の文化振興のめざす姿（基本目標）

1 基本目標

第1期計画で掲げた基本目標を引き続き継承し、平成30年（第1期計画から10年後）を見据えた具体的な政策目標として、以下を掲げます。

「みる」・「つくる」・「ささえる」人を育て、
感性豊かな地域社会の形成をめざす
《ふじのくに芸術回廊の実現》

2 基本目標の考え方

(1) めざすもの

ア 文化の重要性

文化は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらして人生を豊かにするとともに、社会・経済の成熟化、産業構造のソフト化・サービス化が進む中で、産業の付加価値を生み出す源泉として、社会を活性化させる重要な基盤です。

また、地域の個性豊かな文化は、地域のアイデンティティを形成するとともに、盛んな文化活動が地域の交流やコミュニケーションを活発化し、地域に誇りや愛着を感じる契機になります。

さらに、グローバル化の進展を背景に、国際交流の拡大や外国人住民の増加が急速に進んでいる今日、文化の多様性は交流や創造性の源であり、貴重な財産であるという認識の下、多文化共生の地域づくりを進めていくことが重要となっています。

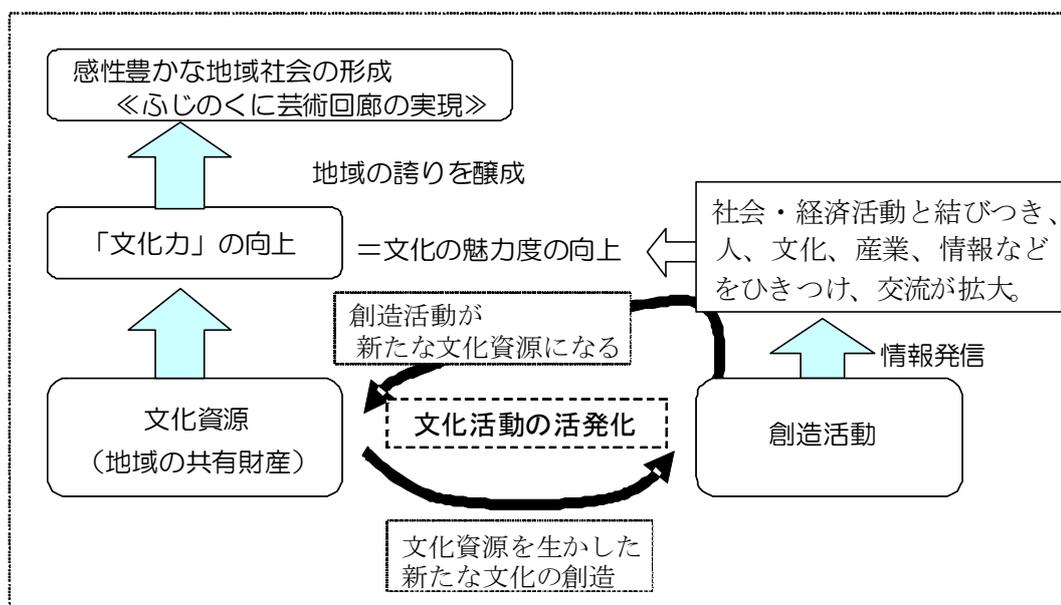
イ 「文化力」の向上によって地域の魅力が創られる

個性豊かで多様な文化、例えば、伝統的な有形・無形の文化遺産から、現代的なアート活動や文化産業まで、その担い手である様々な人材や団体も含めて、これらを文化の「資源」ととらえ、創造活動に結びつけることで、地域の「文化力」（文化の魅力度）は高まります。

「文化力」の向上は、社会・経済活動などと結びつき、地域の魅力となって国内のみならず、海外の様々な人、文化、産業、情報などをひきつけ、交流の拡大を促して、さらに質が高く、広がりのある文化を新た

に生み出します。

このような継続的な文化活動の活発化によって、県民一人ひとりが誇り（愛着）を感じ、ここは住みやすい、ここに暮らしたいと思う魅力ある地域、すなわち、豊かな感性に満ちた地域社会の形成をめざします。



ウ 「ふじのくに芸術回廊」の実現

本県は、東西文明を受容し発展したわが国の中央に位置し、東の文化と西の文化が交流する地域であり、豊かで多様な文化資源を有しています。そして、日本文化の象徴である富士山のもとで、豊かで独創的な文化が創り出されてきました。

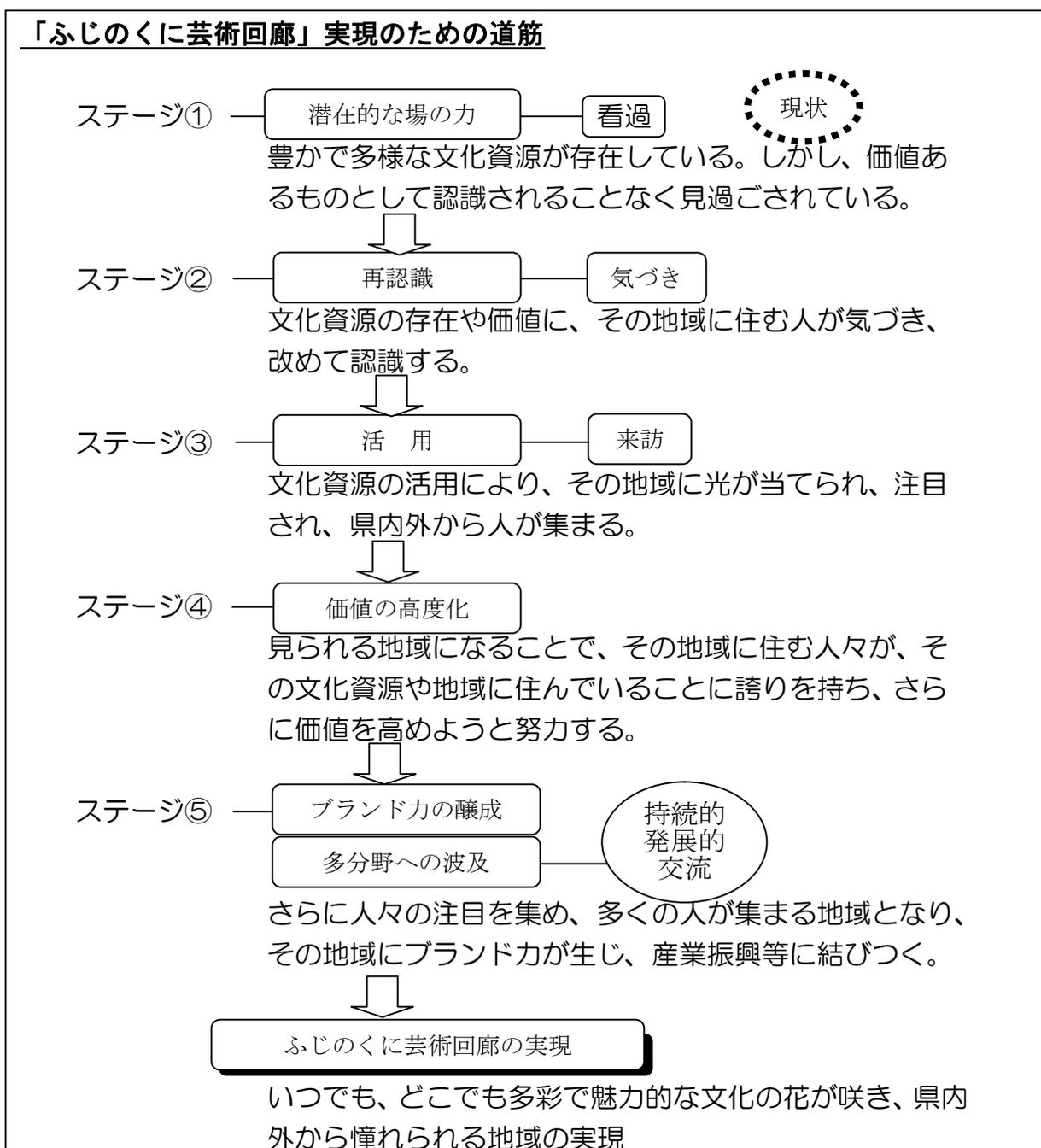
本県の文化を考えた時、その文化資源の多彩さから、まるで回廊を巡るかのように、新たな感動や刺激に出会える地域であるとも言えます。

例えば、伊豆半島から遠州を巡る「海の道」、東海道などの街道に行く「陸の道」、河川をさかのぼり山と里をつなぐ「川の道」など、地理的な側面から回廊と言えるものや、人々の営みにより創り出された、県東部地域の「文学」、県中部地域の古代から息づく「歴史」、県西部地域の「ものづくり」などの文化資源をたどると、より具体的に文化の回廊としての特色が認められます。

これら「文学の回廊」、「歴史の回廊」、「ものづくりの回廊」のほかにも、「美の回廊」、「音楽の回廊」、「芸能の回廊」、「伝説の回廊」、「国際文化の回廊」などが重なり合って、本県の誇るべき文化が成り立っている

と考えられます。

そこで、これらの文化資源の価値を改めて認識し、県内外に魅力を伝え、注目されることにより、地域に住む人々が文化資源に誇りを持ち、さらに価値を高めようと努力することで、いつでも、どこでも多彩で魅力的な文化の花が咲き、国内外から憧れられる「ふじのくに芸術回廊」の実現をめざします。



(2) 「文化力」向上のための3つの要素

「文化力」を向上させていくための手段として、文化活動の3つの要素に着目して、その役割を考えます。

- 「みる」：「感じる、味わう、発見する、知る、体験する、学ぶ、観る、聴く、試みる・・・」など、五感を使って文化を広く認知・享受する活動や感じとる活動
- 「つくる」：「行う、作る、活用する・・・」など、文化を創造・活用・発展させる活動
- 「ささえる」：「支える、つなげる、伝える、残す・・・」など、文化を支援・共有・継承する活動

ア 本物の文化を「つくる」（創造する）活動が基本

本物の文化に出会った時の感動こそが、人々の感性を刺激し、旺盛な創造力を生み出すなど、社会に活力をもたらします。

東京や海外などの他の地域で生み出された文化を取り入れて鑑賞・模倣するだけでは、単に文化の「消費」に留まり、県内の各地域の財産となつて文化力を高めることには結びつきません。

地域の多様な文化資源を生かしながら、他の地域から一目置かれるような質の高い、魅力ある創造活動を行っていくことが重要です。

こうした本物の文化の創造活動（「つくる」）を生み出し、継続・発展させていくことを本県の文化振興の基本とします。

◆◆◆ 「本物」の文化とは ◆◆◆

この計画では、「本物」の文化として、概ね次のようなものを想定しています。

- 芸術性の高さなどによって、全国的・世界的に高い評価を得るもの
- 地域固有の文化資源を活用し、その地域の特色として、他の地域の人々に魅力を感じさせるもの
- 住んでいる人たちの創造性に刺激を与え、そこに住んでいることに誇りを感じさせるもの

文化の内容は、芸術をはじめ、お茶や生け花などの生活文化、伝統芸能、祭、景観、食文化など、多様なものが想定されます。

なお、文化振興に当たっては、県民一人ひとりの自主性や創造性、文化の多様性が尊重されるべきことはいうまでもありません。

イ 「つくる」人が「つくる」人をひきつける

魅力的な文化の創造活動を行う「つくる」人の存在が、他の「つくる」人を刺激したり、新たな創造活動への意欲を高めたりすることにより、様々な「つくる」人が地域に集まってきます。これら「つくる」人の活動が継続的に行われることにより、豊かな感性に満ちた地域、創造的な地域が形成されます。

◆◆◆ 創造活動の継続性を確保 ◆◆◆

地域の魅力を高めるような新たな文化の創造は、一過性の取組ではできません。かつて、「前衛」と呼ばれた斬新な表現活動が、長い年月をかけて現在「伝統」と呼ばれる文化活動になっている例もあるように、長期的な視点を持って、文化を育てていく必要があります。

創造活動が継続し、質を高めていくことができる「仕組み」をつくることや、新たな前衛を創り出すことができる環境づくりが重要です。

ウ 「つくる」活動を継続・発展させるには「みる」、「ささえる」活動が不可欠

創造活動の主体は、芸術家をはじめとした様々な「つくる」人ですが、「つくる」人が、意欲を持って創造活動を進めるためには、その価値を心で感じとり支持し認める、享受する人（「みる」人）と支援する人（「ささえる」人）が不可欠です。

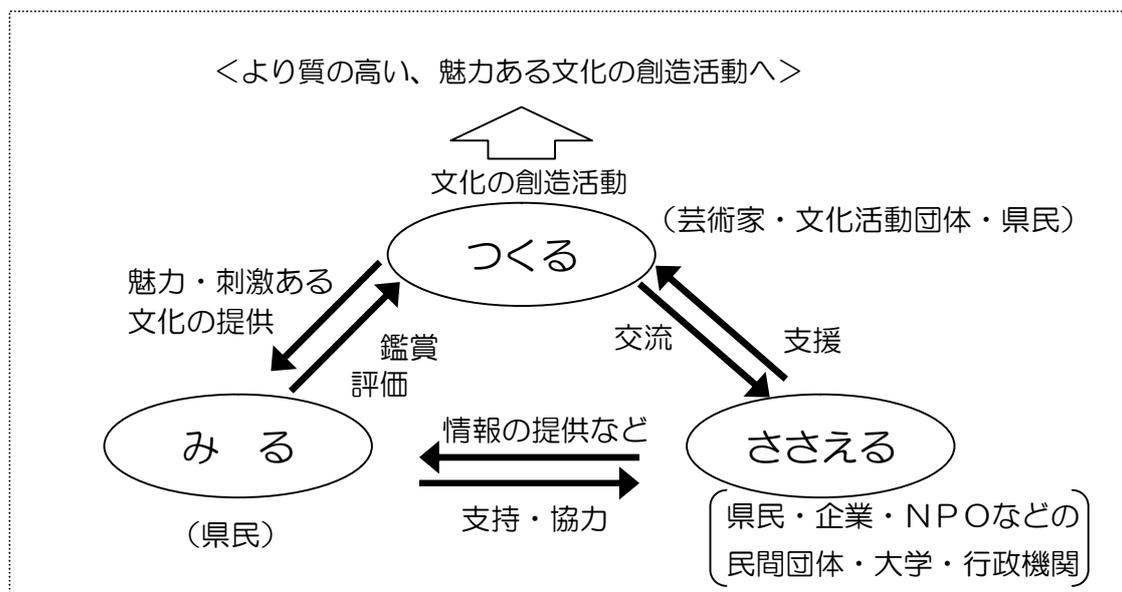
本物の文化を見分ける力のある人（文化の「目利き」）が、その審美眼により、「つくる」人を見出し、鍛え、育てることにより、「つくる」人の強力な支持者になります。多くの「みる」人の存在が、質の高い文化の創造活動が行われるための重要な力になります。

「つくる」活動が継続し、発展するためには、その活動を資金面や経営面で支援したり、ボランティアとして支えたり、その活動の魅力を多くの人々に伝えたり、他の活動に結びつけたりする「ささえる」活動が重要となります。

「つくる」活動が、「目利き」のできる「みる」人に支持され、個人や企業、NPOなどの民間団体、大学、行政機関などの多様な「ささえる」人と結びついて支援されることが「つくる」活動の継続や発展につながります。

エ 「みる」、「つくる」、「ささえる」活動のバランス良い発達と交流をめざす

豊かな感性に満ちた地域社会の形成のためには、「みる」、「つくる」、「ささえる」、それぞれの活動がバランス良く発達し、相互に交流しながら、より良い関係を築いていく環境づくりが求められます。



「みる」、「つくる」、「ささえる」活動が活発化するには、それぞれの役割を担う「人」が重要です。そのため、県では基本目標として、『「みる」・「つくる」・「ささえる」人を育て、感性豊かな地域社会の形成をめざす』を掲げ、その実現を図ります。

3 平成30年（第1期計画から10年後）の姿

文化活動が活発化することにより、県民一人ひとりが誇り（愛着）を感じ、住みやすい、暮らしたいと思う魅力ある地域をつくります。そこで、平成30年に実現をめざす静岡県の姿として、文化的な面から「静岡県が住みよいところだと思う人」の増加、すなわち県民幸福度の最大化を掲げます。

＜平成30年（第1期計画から10年後）の静岡県の姿＞

○静岡県が住みよいところだと思う人が増えています。

【評価指標】 静岡県が住みよいところだと思う人の割合

〔 ㉔ 91.6% ⇒ ㉕ 91.2%
⇒ 現状からの向上をめざす 〕

【評価指標】 本県が住みよいところだと思う理由のうち、質の高い文化に触れる機会が多く、文化活動も盛んであるからという人の割合

〔 ㉔ 3.0% ⇒ ㉕ 1.7%
⇒ 現状からの向上をめざす 〕

（データ出典：静岡県「県政世論調査」）

（参考指標） 静岡県の文化水準が高いと思う人の割合

[㉔ 15.5% ⇒ ㉕ 18.7%]

（データ出典：静岡県「文化に関する意識調査」）

また、この目標達成に不可欠な「文化力」の向上について、「みる」、「つくる」、「ささえる」人が育つという3つの観点から、次の目標と評価指標を基に、各種データを踏まえながら、単に量的な面だけでなく、社会的反響や批評などの質的な面を含め、文化芸術の特性を十分に配慮して、総合的に評価していきます。

みる

○日常的に様々な文化に触れることができ、本物の文化を見分ける力を持った
県民 = 文化の「目利き」が増えています。

【評価指標】 県内の文化会館における公演等の開催状況（主催・共催事業）

[⑰ 520件 ⇒ ⑳ 795件]

（データ出典：文部科学省「社会教育調査報告書」）

【評価指標】 1年間に芸術や文化を鑑賞した人の割合

[⑱ 63.2% ⇒ ㉑ 61.8%]

（データ出典：静岡県「文化に関する意識調査」）

【評価指標】 古墳、古い神社仏閣などの文化財に関心のある人の割合

[⑲ 69.2% ⇒ ㉒ 70.0%]

（データ出典：静岡県教育委員会「県の教育施策に関する意識調査」）

つくる

○国内や海外から注目を集める文化の創造活動を行う人々が県内で多く活躍し
ています。

【評価指標】 県内に居住する芸術家人口の全国比率・順位

[⑫ 2%・全国11位 ⇒ ⑰ 2%・全国11位]

（データ出典：国勢調査結果）

【評価指標】 1年間に芸術や文化の活動を行った人の割合

[⑳ 20.4% ⇒ ㉑ 19.6%]

（データ出典：静岡県「文化に関する意識調査」）

ささえる

○自分が暮らす地域を文化にあふれた魅力ある地域にしていこうと主体的に取り組む人が増えています。

【評価指標】文化ボランティアに参加したことがある人の割合

[⑱ 5.1% ⇒ ㉑ 5.9%]

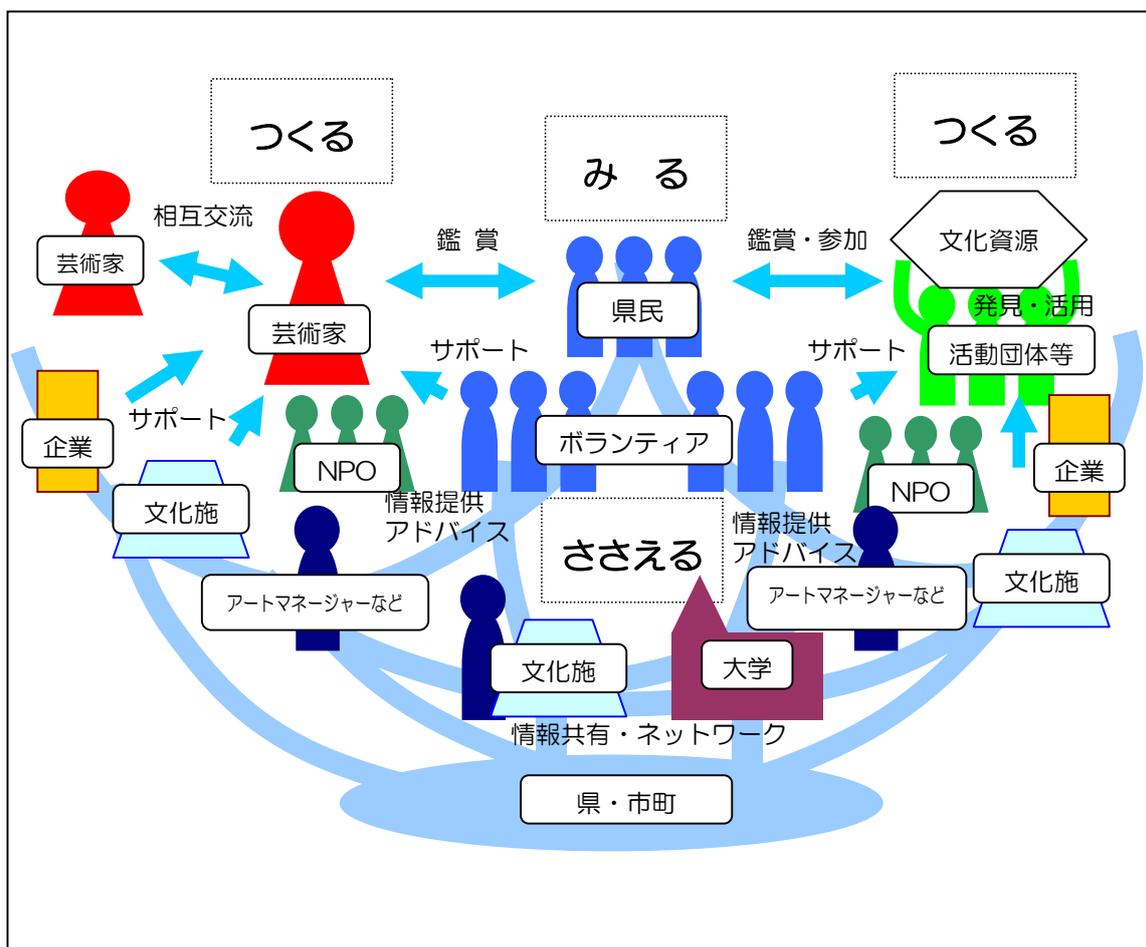
(データ出典：静岡県「文化に関する意識調査」)

【評価指標】県内で活動するアートNPOの団体数・活動状況

[⑲ 178団体 ⇒ ㉑ 219団体]

(データ出典：静岡県認証NPO法人のうち、定款の活動分野に「学術・文化・芸術の振興」かつ「活動団体に関する連絡・助言・援助」を掲げている法人数)

平成30年(第1期計画から10年後)の静岡県では、県民をはじめ、芸術家、文化活動団体、NPO、文化施設、大学、企業、行政など、文化に関わる様々な主体が、情報を共有し、相互に連携して、ネットワークを形成することによって、文化を創出し、文化を大切に育てる環境づくりが進んでいます。



第3章 第1期計画を踏まえて

1 第1期計画の実施状況を総括

第1期計画期間中の平成21年度には、本県で「第24回国民文化祭 しずおか2009」と「第9回全国障害者芸術・文化祭 しずおか大会」を同時期に開催しました。本県が有する多彩な文化を県内外に発信する機会として、また「文化活動」に対する県民の関心を高める上で重要な事業として、重点的に取り組みました。

第1期計画における主な取組は以下のとおりです。

重点施策1「子どもが本物の文化に触れる機会の充実」

子どもの文化鑑賞を支援する取組として、県立美術館において、大学生以下の観覧料無料化を進めたほか、グランシップや（財）静岡県舞台芸術センター（以下「SPAC」という。）が行う自主公演に中高生の無料招待枠を設けました。県文化施設（県立美術館、グランシップやSPACの活動）では、率先して、子どもの文化鑑賞・体験機会の提供のための施策展開を図りました。

重点施策2「モデルとなる文化創造の推進」

世界的な舞台芸術の創造をSPACで行ったほか、平成20年度には「第5回静岡国際オペラコンクール」を開催し、本県における世界的なレベルの質の高い文化・芸術の創造活動と情報発信を図り、国内外での評価を高めることができました。

重点施策3「誇りを育む文化資源の発掘と活用」

富士山の世界文化遺産登録に向けて幅広い機運の醸成を図る着実な取組を進めたほか、「衣食住の生活文化の領域」におけるタウンミーティング等、本県の文化資源を生かし、今後の発展が期待できる多分野の連携による萌芽的取組を進めました。

重点施策4「県民の文化活動の裾野と文化交流の拡大」

平成21年度に「第24回国民文化祭 しずおか2009」を開催しました。芸術分野から生活文化、伝統文化まで幅広い分野の文化活動の成果発表や国内外での文化交流が行われ、大会参加者数215万人を数え、本県が持つ多彩な文化の情報発信とともに、県民の文化活動の促進を図ることができました。

重点施策5「アートマネージャーなどの充実」

重点施策6「文化をつなぐネットワークづくり」

文化を「ささえる」施策として、文化政策学部を擁する静岡文化芸術大学が、創立10周年を迎える中、国内外の文化活動を支えるアートマネジメント人材を輩出しております。また、(財)静岡県文化財団(以下「県文化財団」という。)では、地域の広域的な文化支援の拠点として、県との協働により、文化活動を行う団体情報等を集積、提供するサイト「しずおかの文化情報」の運用を開始したほか、アートマネジメントセミナーなどの研修の充実化や顕彰、助成制度を設けて、県内公立文化施設の支援活動を行いました。

また、県では、静岡文化芸術大学と協働し、地域における文化支援活動団体を支援する取組として、県東部地区で「アートマネージャー養成講座」を開講したほか、「文化をささえるミーティング」の開催や「文化支援活動団体紹介冊子」の発行等により、文化をささえる活動への県民の関心の醸成を図りました。

2 第2期計画への課題

(1) 文化資源の再認識・活用促進

国民文化祭の開催により、県内の文化資源が豊富であることに、多くの県民が気づいたものの、その魅力や価値を高め、活用を図ることが十分になされていないため、本県の魅力を十分に引き出せていないと考えられます。

このため、県内の文化資源を再認識し、活用を図っていくことが重要です。

(2) 市町・公立文化施設との積極的な施策協力

居住地域にかかわらず、県内のどこでも、同水準で文化芸術に触れる機会を確保し、きめ細やかな対応をするためには、県の施策及び市町や公立文化施設との密接な連携による文化振興施策を進める必要があります。

特に、子ども等を対象とした施策において、公立文化施設の連携が重要です。

(3) 文化政策と他の政策分野との連携

文化政策の施策効果を高めるためには、文化政策と他の政策分野との連携が重要であるとの必要性を強く認識しているものの、具体的に展開する手法

を模索するに留まっていることから、その取組を進める必要があります。

(4) 文化支援活動の活性化の仕組みづくり

多様な文化芸術活動を様々な立場で支えることが必要であることから、県内のアートNPO団体等の民間団体や文化支援に関心のある人による文化支援活動を実践するための、中間支援組織などを含めた仕組みづくりを進めることが、大変重要です。

第4章 目標の実現に向けて（今後の3年間の取組）

1 施策展開の方向

この計画では、基本目標の達成に向けて、特に、「みる」・「つくる」・「ささえる」活動のバランスの良い発達をめざして、次の3つの方向に施策を展開します。

本県の将来の文化を担う人材の育成 ～「みる」～

文化の創造活動を行う（「つくる」）のも、それを支援する（「ささえる」）のも「人」です。

本県の文化活動が将来にわたって活発になるためには、文化を大切にし、本物の文化を見分ける力を持ち、文化活動を自ら企画・制作したり、楽しんだりする人が多く存在することが基礎になります。

このため、子どもの時から本物の、多彩な文化に触れ、自らの活動や体験などを通して、本物の文化を見分ける力を持った人が育つ環境づくりを進めます。

継続的な文化資源の活用と創造活動の発展 ～「つくる」～

基本目標が目指すのは、「文化力」の向上によって、「ふじのくに芸術回廊」すなわち、豊かな感性に満ちた地域社会を形成することです。

そのためには、国の内外から注目され、その魅力を高く評価されるような、特色ある文化資源や創造活動が存在していることが重要です。

このため、魅力ある文化資源や創造活動を積極的に発掘・活用・発信していくことにより、本県に人、情報、産業などをひきつけ、様々な交流の拡大を図り、誇りと魅力ある地域づくりを進めます。

自立・自転する文化支援の仕組みづくり ～「ささえる」～

文化活動が継続し、継承されていくためには、その活動のすばらしさを理解し、支持するほか、さらにその魅力を他に伝えたり、資金や人材の面で支援したり、他の活動につなげて発展させるなどの「ささえる」活動が必要です。

特に、公立文化施設は、地域の文化活動の拠点として重要な役割を担っています。

このため、文化を「ささえる」人の育成や仕組みの整備を進めるほか、県・市町の公立文化施設のさらなる機能の向上を促進します。

2 目標達成のための視点

(1) 引き続き「ささえる」機能に着目

「みる」、「つくる」、「ささえる」のいずれの要素も、持続的な文化活動のためには必要であり、どの要素が欠けても健全な発展が望めません。

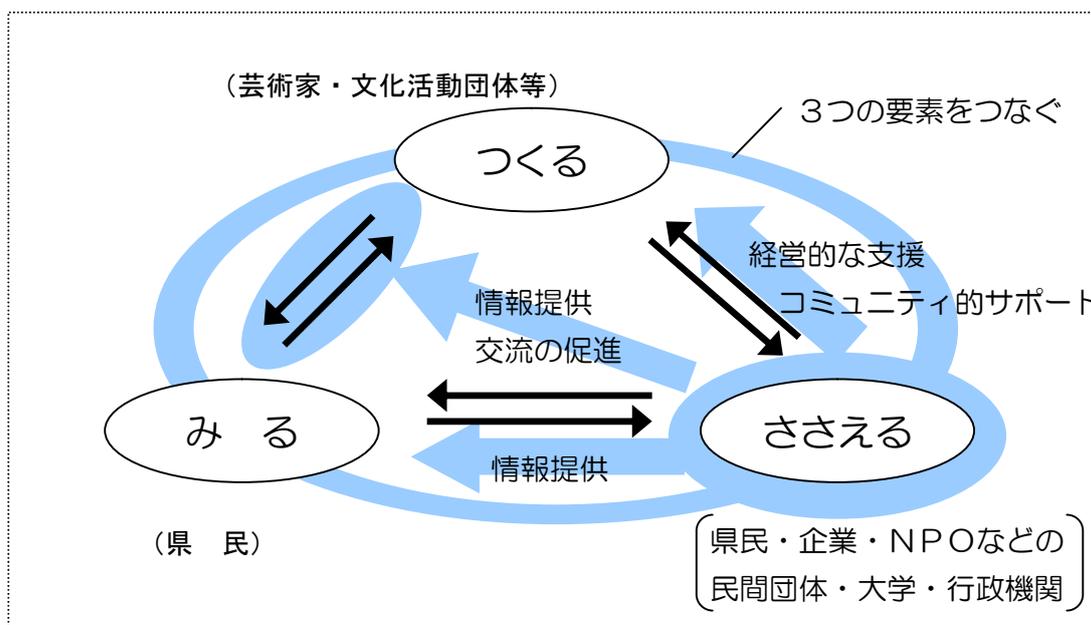
第1期計画実施前には、「ささえる」活動について、その重要性が十分に認識されていなかったこともあり、「ささえる」機能の充実を強く意識して、第1期計画を展開しました。

「ささえる」機能については、「みる」、「つくる」活動を活発化させるために、その重要性や期待度は、より高まっており、第1期計画期間中に、活動が進められた「ささえる」活動の基盤をさらに強化することが必要です。

そこで、第2期の計画期間である今後3年間には、主に「ささえる」機能の活動基盤を強化することにより、以下の視点から「みる」、「つくる」、「ささえる」という3つの要素のバランス良い発展を引き続きめざします。

施策展開の視点

「ささえる」機能の強化により、「みる」、「つくる」活動を活発化する。



(2) 段階的な発展を目指す

基本目標は、平成30年（第1期計画から10年後）を見据えて設定しており、基本目標の達成のためには、段階的に取り組むことが重要です。第1期計画を受けて、第2期計画となる本計画期間は、展開期としての3年間にあたります。

ア 第1段階：「連携と交流」期（第1期期間：平成20年度から平成22年度）

文化を「ささえる」活動に関わる人の情報収集、情報発信などを進め、ネットワークの基礎となる体制の強化に取り組みました。

また、「第24回国民文化祭 しずおか2009」の開催を生かし、様々な連携と交流の取組を進めました。

イ 第2段階：「展開」期（本計画期間：平成23年度から平成25年度）

第1期計画期間中に生まれた取組を生かし、文化振興に関わる様々な主体の基盤強化や文化振興に対する県民の意識醸成を図ります。

そして、それら文化に関わる主体との連携を拡大し、本県に潜在する文化資源の顕在化と価値の創出を図る事業を重点的に展開し、県全体の文化振興の盛り上げに取り組みます。

ウ 第3段階：「発展」期（最終4年程度）

第2段階の取組を生かし、その質をさらに高めることにより、本県ならではの、個性ある文化の創造活動を多数発展させて、他の地域から憧れを持って見られる「ふじのくにづくり」を進めます。

3 重点施策の設定

基本目標を達成するため、3つの施策展開の方向ごとに、第2期計画期間の3年間に重点的に推進すべき施策を、次の1から6までの重点施策として設定します。

なお、各重点施策の推進に当たっては、評価指標による目標を設定するとともに、その他の各種データ、社会的反響や批評などの質的な面も含めて、文化芸術の特性を十分に踏まえた、進捗状況の総合的な評価をしていきます。

(1) 本県の将来の文化を担う人材の育成 ～「みる」～

【重点施策1】子どもが本物の文化に触れる機会の充実

(2) 継続的な文化資源の活用と創造活動の発展 ～「つくる」～

【重点施策2】世界的な創造活動の推進

【重点施策3】誇りを育む文化資源の発掘と交流の拡大

【重点施策4】県民の文化活動の裾野と文化交流の拡大

(3) 自立・自転する文化支援の仕組みづくり ～「ささえる」～

【重点施策5】県内公立文化施設の機能の向上

【重点施策6】ささえる人材・団体のネットワークづくり

頁調整用の余白

(1) 本県の将来の文化を担う人材の育成 ～「みる」～

【重点施策1】子どもが本物の文化に触れる機会の充実

長期的な展望の下で、本県の将来の文化を担う人材を育てていくためには、感受性の豊かな子どもの時期に、感動し、刺激を受けるような、本物の文化に数多く触れる経験が重要です。

このため、県立美術館、グランシップ、SPACの鑑賞・体験事業など、県文化施設で行われる事業を通じて、子どもたちに、多彩で本物の文化・芸術に触れる機会を数多く提供します。そのため特に、子どもの観覧料の無料化や招待席の設置などの取組を進めます。

また、子どもたちが身近に文化・芸術に触れることができるよう、市町の公立文化施設における鑑賞・体験事業の充実を図る取組を、関係者と連携して進めます。

地域や多様な分野において、子どもたちに文化芸術鑑賞・体験機会をきめ細やかに提供するアートNPO等の民間団体の活動を支援します。

また、子どもたちが過ごす学校での取組として、子どもたちの文化・芸術活動が充実するための仕組みづくりを進めます。

子どもたちが自分たちの住む地域の個性や歴史ある文化を理解し、体験・参加できるように、地域文化に接する機会の充実を促進します。

【施策の目的】

子どもたちが将来にわたって文化や芸術に親しめるような豊かな感性を育みます。

【評価指標】

◆ 公立文化施設が行う子どもを対象とする文化鑑賞・体験事業の実施状況

⑱ 115件 ⇒ ㉑ 83件 ⇒ [現状よりも向上]

(データ出典：静岡県「公立文化施設を対象とする調査」)

◆ 全国高校総合文化祭への派遣人数

⑲ 582人 ⇒ ㉒ 475人 ⇒ [現状よりも向上]

(データ出典：県資料)

(参考) 全国高校総合文化祭の県内上位入賞件数 ㉓ 12件

(データ出典：県資料)

【主な施策】

- 県立美術館、グランシップ、SPACでの鑑賞機会の提供
- 県文化施設での学校単位での鑑賞機会の提供
- 県文化施設における体験事業の実施
- 学校・地域への巡回公演などの実施
- 市町公立文化施設等と連携した体験・創造事業の実施
- アートNPO等の民間活動の支援
- 学校における文化部活動の支援
- 地域文化、伝統文化を知る機会の充実

(2) 継続的な文化資源の活用と創造活動の発展 ～「つくる」～

【重点施策2】世界的な創造活動の推進

質の高い文化・芸術活動が行われている地域には、国内や海外から注目が集まり、対外的に文化的イメージが高まるとともに、それらの活動が、国内外の創造的な人々を集め、交流を活発化させることにより、地域の魅力や創造性を高めます。

本県では、このような考え方に立ち、SPACによる新たな舞台芸術（演劇）の創造や静岡国際オペラコンクールの開催など世界的なレベルで質の高い文化・芸術の創造活動とそれらの情報発信に取り組んできました。

静岡文化芸術大学は、「ユニバーサルデザイン」を基調に、快適な生活環境や生活空間を提案できる人材を育成し、暮らしにおける新たな文化の国内外への情報発信を進めています。

今後ともふじのくにから世界的な創造活動を継続的に情報発信するとともに、県民の誇りとなる地域文化として確実に根付くための取組を進めます。

【施策の目的】

質の高い文化・芸術の創造活動を生かし、本県が国内や海外から注目される地域となります。

【評価指標】

- ◆国内・海外での本県の文化事業に関する評価 [(定性的評価)]
【SPACなどの県関連事業の新聞評論などの定性的評価】
- ◆SPACの「創造と公演」件数
⑰ 109公演 ⇒ ⑱ 122公演 ⇒[現状よりも向上]
(データ出典：県資料)
- ◆静岡国際オペラコンクール応募者数
⑰ 376人 ⇒ ⑳ 306人 ⇒ [400人以上]
(データ出典：県資料)
- ◆県民のうち、ユニバーサルデザインを知っている人の割合
⑰ 70.4% ⇒ ⑱ 64.7% ⇒[現状よりも向上]
(データ出典：県資料)

【主な施策】

- SPACによる新たな舞台芸術の創造
- 静岡国際オペラコンクールの開催
- ユニバーサルデザインなど新たなデザインの創造

【重点施策3】誇りを育む文化資源の発掘と交流の拡大

本県は、富士山をはじめとする美しい自然と温暖な気候、お茶、みかん、魚介類などの豊かな物産に恵まれるとともに、古くから東西交通の要衝の地として東西日本の文化の交流が盛んに行われ、この中で先人たちが培ってきた個性豊かで多様な文化が存在します。そして、平成21年に本県で開催した「第24回国民文化祭 しずおか2009」により、改めて県内の文化資源が豊富であることに気づきました。

本県の持つ「場力」からすると、その価値が認識されず見過ごされている文化資源も多くあると思われます。例えば、「生活文化」として、衣食住などの面で、地域や暮らしに根ざしたごく当たり前と思い込んでいる風習や習慣、嗜好にも、実は地域の独自性や話題性をもたらす魅力があると考えられます。

このため、地域の文化資源の発掘・保全・保護を図るとともに、まずは誇りある文化資源への再認識を促し、文化資源の積極的な情報発信や普及活動を進めます。

さらに、価値の高まった文化資源を地域振興、観光振興、産業振興などに結びつけようとする政策分野を超えた取組につなげていきます。

【施策の目的】

本県が持つ文化資源を生かし、国内や海外から注目される地域となります。

【評価指標】

◆観光交流客数

② 1億4千万人 ⇒ [1億5千万人]
(データ出典：静岡県「静岡県観光交流の動向」)

◆静岡県の文化水準が高いと思う人の割合

⑱ 15.5% ⇒ ② 18.7% ⇒ [現状よりも向上]
(データ出典：静岡県「文化に関する意識調査」)

◆県内に他に誇る文化資源があると思う人の割合

⑱ 62% ⇒ ② 47.5% ⇒ [現状よりも向上]
〔データ出典：⑱静岡県「インターネットモニターアンケート」
②静岡県「文化に関する意識調査」〕

◆県内の文化財件数

⑱ 2,717件 ⇒ ② 2,639件 ⇒ [現状よりも向上]
(データ出典：県教育委員会資料)

【主な施策】

- 富士山の世界文化遺産登録の推進
- 富士山の日運動の推進
- 文化財等の保存と活用
- 地域文化、伝統文化を知る機会の充実
- 文化資源の活用の促進
- 伊豆文学賞の実施
- しずおか世界翻訳コンクールなどにより輩出した人材の活用
- 文化的な景観の継承
- 地域学の創出
- 文化資源を生かした観光振興
- 文化資源を生かした食文化の創造
- 文化資源を生かした地域の産業振興
- ものづくりによる新たな文化資源の創造

【重点施策4】県民の文化活動の裾野と文化交流の拡大

国民文化祭では、幅広い分野で文化活動が行われ、多くの文化交流が進みました。このように、県民の心の豊かさ、地域の文化力の向上を図るためには、県民の文化活動の裾野の拡大や文化を通じた交流の活発化を引き続き、図っていくことが重要です。

このため、県民一人ひとりが、何らかの文化活動を行うことができるように、中でも子ども、高齢者、障害のある人などが自ら文化活動を行うための環境を整備するため、「ふじのくに芸術祭」などの文化活動の発表・鑑賞の場の提供はもとより、様々な分野での創作講座・ワークショップなどの体験の場の充実を図るほか、県内の文化活動に関する情報の集積・提供とともに、文化活動の支援制度の充実を進めます。

また、市町などと連携し、県民自らが文化活動を行う場所である稽古場等を遊休施設等の活用により県民に提供します。

さらに、異なる文化や価値観を理解、尊重する創造的な地域づくりを進めるため、異文化に触れる機会の充実や国際的な文化交流を促進します。

【施策の目的】

様々な分野で文化活動に参加する県民を増やし、その質の向上を図ります。

【評価指標】

◆1年間に芸術や文化の活動を行った人の割合

⑱ 20.4% ⇒ ㉑ 19.6% ⇒ [現状よりも向上]
(データ出典：静岡県「文化に関する意識調査」)

◆ふじのくに芸術祭参加者数

⑱ 3,528人 ⇒ [現状よりも向上]
(データ出典：県資料)

◆しずおかの文化情報サイトへのアクセス件数

㉑ 41,146件 ⇒ [現状よりも向上]
(データ出典：県資料)

◆各種コンクールへの応募者数

[現状よりも向上]
(今後調査)

【主な施策】

- 生涯、県民誰もが文化活動に参加できる場の提供
- 体験講座・ワークショップ等の開催
- 文化活動に関する情報提供
- 地域文化活動への支援
- 地域文化活動の表彰・後援
- 遊休施設等の稽古場等への活用の促進
- アジア地域との文化交流活動の促進

(3) 自立・自転する文化支援の仕組みづくり ～「ささえる」～

【重点施策5】県内公立文化施設の機能の向上

本県には、全国に先駆けて文化政策学部を有した静岡文化芸術大学があり、アートマネジメントなどの専門的な分野で人材の育成を行っています。こうした人材が、文化の力を社会に生かす視点や発想により、文化施設をはじめ、行政や企業など、県内の様々な分野で力を発揮することが創造性あふれる地域づくりにつながります。

また、県内の公立文化施設の中核的な人材が、アートマネジメント能力を備え、その力を発揮することにより、県内の様々な文化活動を促進させます。

しかしながら、これらの人材を生かすべき公立文化施設が地域の文化振興の拠点としての機能を十分に発揮するものと、資金難などから十分に機能を発揮できないものとの二極化が進行する懸念があります。

そこで、各文化施設が持つ特色を生かし、各施設が連携を図ることにより、相互に事業効果を高める事例もあることから、各施設の広域連携化などスケールメリット(規模効果)を発揮した事業の実現が望まれます。

県では、県内の中核的な文化の拠点としての役割が期待される県文化財団と連携し、県内の公立文化施設の活動がより活性化するための環境づくりに取り組みます。

特に、各施設の事業支援、アートマネジメントに関する情報提供や相談機能の充実、人材育成支援などの取組を進めます。

【施策の目的】

地域の文化活動の拠点となる県内の公立文化施設の活動の充実を進めます。

【評価指標】

◆県内の文化会館の指導系職員の人数

⑰ 60人 ⇒ ⑳ 47人 ⇒ [現状よりも向上]
(データ出典：文部科学省「社会教育基本調査」)

◆県内公立文化施設の自主企画事業における企業協賛などの数

⑲ 35件 ⇒ ㉑ 15件 ⇒ [現状よりも向上]
(データ出典：静岡県「公立文化施設を対象とする調査」)

◆公立文化施設間での事業連携を行っている件数

[現状よりも向上]
(今後調査)

◆外部評価等の評価制度を取り入れている県内公立文化施設の割合

[現状よりも向上]
(今後調査)

【主な施策】

- 文化政策分野へのアートマネジメント人材の配置
- 県文化財団における「ささえる」取組の支援
- 文化施設を拠点としたまちづくりの促進
- 文化施設の広域的な連携の促進
- 大学と文化施設との連携の促進

【重点施策6】 ささえる人材・団体のネットワークづくり

文化活動が、地域の誇りとして継続した活動となるためには、アートNPOや文化ボランティアなど、文化活動の支援に積極的に関わろうとする人たちの支援が力になります。

県内の文化活動の一層の活発化を図るためには、文化に関係する様々な主体間をつなぎ、文化活動を「ささえる」基盤をつくっていくことがますます重要です。

このため、県では、アートNPOなど主体的に文化支援活動を行う団体の活動しやすい環境をつくることを目的に、文化に関する情報（中でも外部資金獲得のための情報など）を効果的に提供・共有できる仕組みづくりや関係者が交流できるフォーラムや講座、セミナーの開催などを通じて、文化をつなぐネットワークづくりを進めます。

そして、その上で、文化支援活動団体における人材・財源等の確保を支援する取組として、「ささえる」活動を行う人材の育成を行うほか、文化活動にかかる資金調達等の支援手法の検討を進めます。

【施策の目的】

地域で文化を「ささえる」人を増やし、文化活動を「ささえる」活動の基盤を強化します。

【評価指標】

◆県内で活動するアートNPOの団体数・活動状況

⑰ 178団体 ⇒ ⑱ 219団体 ⇒ [現状よりも向上]

〔データ出典：県認証NPO法人のうち、定款の活動分野に「学術・文化・芸術の振興」、かつ「活動団体に関する連絡・助言・援助」を掲げている法人数〕

◆文化ボランティアに参加したことがある人の割合

⑰ 5.1% ⇒ ⑱ 5.9% ⇒ [10%以上]

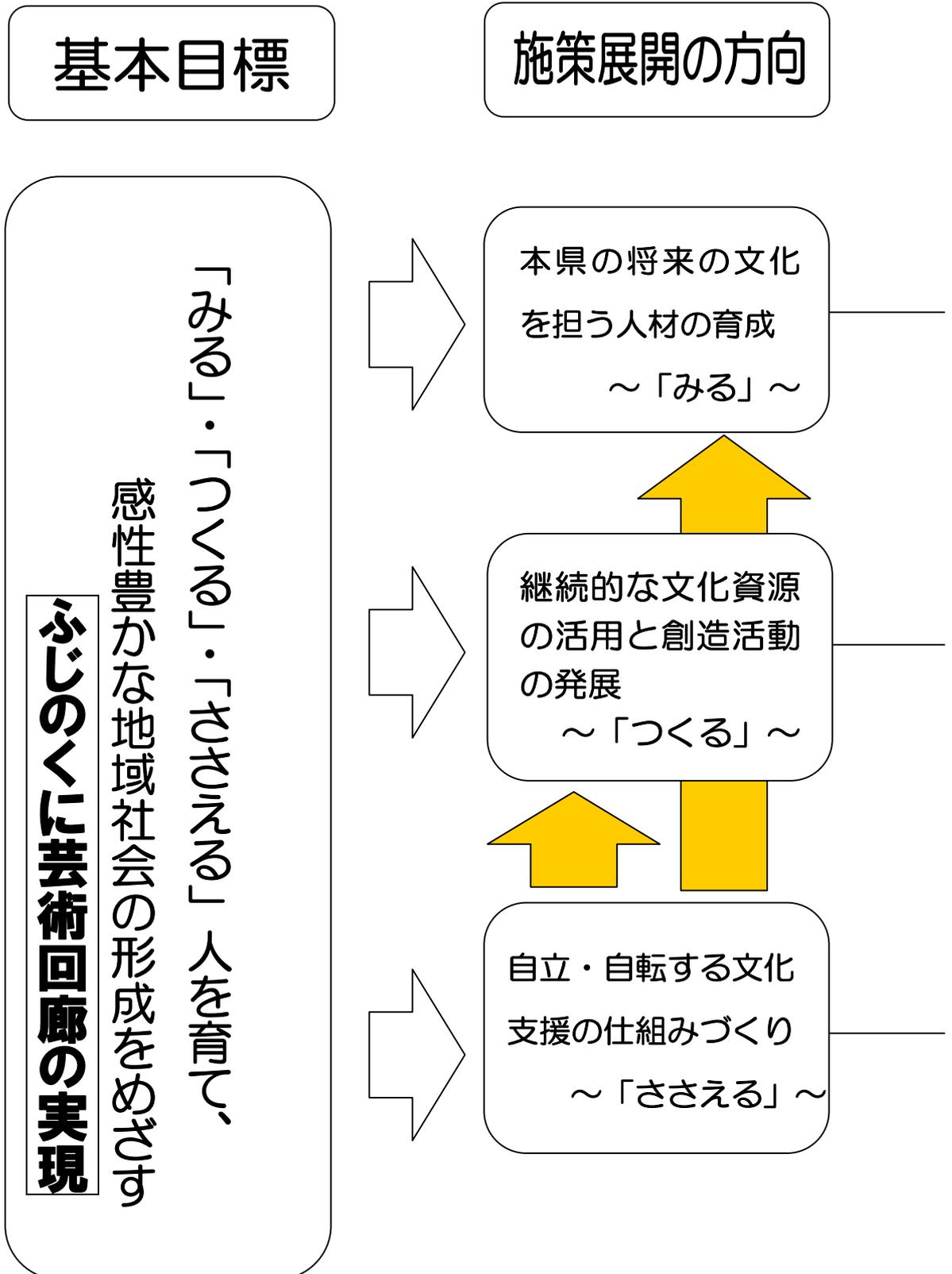
(データ出典：静岡県「文化に関する意識調査」)

【主な施策】

- 地域内でつなぎ手として活躍するアートマネジメント人材の定着化
- 県文化財団における文化支援のための相談窓口の設置
- アートNPOフォーラムの実施
- 「ささえる」活動の広報支援
- 文化ボランティア活動の促進
- 広域的な文化支援機能の検討
- 資金調達に有利な制度の周知・広報
- 企業等との連携・メセナ活動の促進

頁調整用の余白

1 施策の体系



【施策展開の視点】

「ささえる」機能の強化により、「みる」、「つくる」活動を活発化する

重点施策

主な施策

(重点施策1)

子どもが本物の文化に触れる
機会の充実

- ・ 県立美術館、クランシップ、SPACでの鑑賞機会の提供
- ・ 県文化施設における学校単位での鑑賞機会の提供
- ・ 市町公立文化施設等と連携した体験・創造事業の実施
- ・ アートNPO等の民間活動の支援 など

(重点施策2)

世界的な創造活動の推進

- ・ SPACによる新たな舞台芸術の創造
- ・ 静岡国際オペラコンクールの開催
- ・ ユニバーサルデザインなど新たなデザインの創造

(重点施策3)

誇りを育む文化資源の発掘と
交流の拡大

- ・ 富士山の世界文化遺産登録の推進
- ・ 富士山の日運動の推進
- ・ 文化財等の保存と活用
- ・ 文化資源の活用の促進
- ・ 伊豆文学賞の実施 など

(重点施策4)

県民の文化活動の裾野と文化
交流の拡大

- ・ 生涯、県民誰もが文化活動に参加できる場の提供
- ・ 体験講座・ワークショップ等の開催
- ・ 文化活動に関する情報提供
- ・ 遊休施設等の稽古場等への活用の促進 など

(重点施策5)

県内公立文化施設の機能の向上

- ・ 文化政策分野へのアートマネジメント人材の配置
- ・ 県文化財団における「ささえる」取組の支援
- ・ 文化施設を拠点としたまちづくりの促進
- ・ 文化施設の広域的な連携の促進 など

(重点施策6)

ささえる人材・団体のネット
ワークづくり

- ・ 地域でつなぎ手として活躍するアートマネジメント人材の定着化
- ・ 県文化財団における文化支援のための相談窓口の設置
- ・ アートNPOフォーラムの実施
- ・ 資金調達に有利な制度の周知・広報 など

2 施策の内容

(1) 本県の将来の文化を担う人材の育成 ～「みる」～

(重点施策1) 子どもが本物の文化に触れる機会の充実

「ふじのくに芸術回廊」の実現に向けて

本県の将来の文化を担う人材を育てていくため、子どもの時から本物の、多彩な文化に触れ、自らの活動や体験などを通して、感性豊かな人が育つ環境づくりを進めます。

■ 県立美術館、グランシップ、SPACでの鑑賞機会の提供

暮らしの中で、デジタル化が急速に進行する現在、これまで以上に本物の文化・芸術に出会い、時間と空間を共有する機会は、子どもたちの“感動する、共感する、表現する”心身を育むために、ますます重要になっています。

そこで県は、文化創造のための県の文化施設である県立美術館、グランシップやSPACの活動を通じて、子どもたちが国内外の様々な文化に触れたり、自らの活動の発表の場として活用されるよう、利用しやすい環境整備に努めます。

県立美術館では、美術に関する県の拠点施設として、魅力的な展覧会を開催するほか、子どもの美術鑑賞機会が増えるよう、観覧料にも配慮します。

グランシップでは、文化の創造と交流のための県の拠点施設として、質の高い、多彩な音楽公演などの自主企画事業を提供します。また、中高生の招待席を設けることで、子どもたちが文化芸術に親しむきっかけを提供します。

SPACでは、県の舞台芸術を振興する機関として、静岡芸術劇場や県舞台芸術公園を活用し、質の高い舞台芸術の創造活動を行い、これらの公演の鑑賞機会を増やします。特に、中高生には招待席を設けることで、子どもたちが舞台芸術に親しむ機会を提供します。

■ 県文化施設における学校単位での鑑賞機会の提供

県は、県内に住んでいる子どもたちが、県立美術館の絵画やロダンの彫刻、グランシップにおける音楽公演、SPACの舞台芸術など、県の文化施設における文化事業に触れる機会を確保するため、学校単位での中学生の招待な

どにより、質の高い文化芸術の鑑賞機会を提供します。

■ 県文化施設における体験事業の実施

県立美術館では、出張美術講座による美術作品の鑑賞普及事業や、「絵の具開放日」、「粘土開放日」など親しみやすい体験講座やワークショップの実施により、子どもたちが創作活動を体験できる機会を拡充します。

グランシップでは、自主企画事業として、体験型の音楽や伝統芸能のワークショップなどを実施し、子どもたちの文化芸術体験機会を充実します。

SPACでは、中学生や高校生を対象とする演劇教室を毎年定期的に行い、学校教育における舞台芸術活動の定着を図ります。また、高校演劇ワークショップや高校の演劇部・地域の劇団との交流を通じて、舞台芸術に関する知識の普及や人材の育成を進めます。

■ 学校・地域への巡回公演などの実施

県や県文化財団は、県内の各地域において、子どもたちが文化芸術に触れる機会を充実するため、市町や県文化協会等と連携して、学校や身近な地域の文化施設を会場に、音楽や伝統芸能、演劇など、様々な分野の公演や鑑賞教室の開催、さらには、芸術家を学校に招いて行う文化出前講座や芸術体験教室などを実施します。

■ 市町公立文化施設等と連携した体験・創造事業の実施

県は、静岡文化芸術大学と協働して、「ふじのくに子ども芸術大学」を開講し、広く県内において小中学生を対象とした様々な文化・芸術に関する体験講座（ワークショップ）を提供します。

なお、これらの講座の企画・実施は、公立文化施設や民間文化施設、文化活動団体が担い、県との連携により運営します。

■ アートNPO等の民間活動の支援

県内の各地域では、様々な団体やNPOなどが、子どもを対象とする鑑賞教室やワークショップなどに取り組んでいます。また、学校でも、地域文化活動との交流会や鑑賞会などを独自に行っています。

子どもが文化に触れる機会の充実のためには、地域におけるこれらの活動

が活発に継続的に行われることが不可欠です。

県や県文化財団は、県民に対して、これらの取組の情報発信やノウハウ、参考事例などの提供を行い、県の文化施設、市町、各種文化活動団体、学校、保育機関、家庭など、子どもを取り巻く関係者間の連携の促進を図ります。

■ 学校における文化部活動の支援

県は、学校教育における文化活動を促進するため、文化活動発表の場となる中学校総合文化祭や高等学校総合文化祭などを実施する中学校文化連盟、高等学校文化連盟の活動を支援します。

また、各学校が部活動などに外部指導者として、地域の人材を有効活用できるよう、退職教員などの人材情報を集約して、学校等に情報提供する「学びの『宝箱』事業」を進めるほか、全国レベルのコンクール等で活躍ができる、県内高等学校の文化部活動に年間を通じて外部指導者を派遣し、文化活動の充実・強化を図ります。

■ 地域文化、伝統文化を知る機会の充実

地域の個性ある文化を次世代に継承していくためには、子どもたちが地域の文化資源を知り、体験する機会を設けることが大切です。しかし、伝統芸能の上演や伝承をはじめ、地域の文化活動においては、参加者の減少や後継者の不足が課題となっています。

県や県文化財団は、県内の文化財や郷土の伝統芸能についての情報発信に努め、学校や老人クラブ、文化活動団体等との連携を図りながら、子どもたちが地域の祭りなどの行事に参加するように促すなどの取組のほか、文化施設等を拠点とした地域活動の促進を市町とともに支援します。

(2) 継続的な文化資源の活用と創造活動の発展 ～「つくる」～

(重点施策2) 世界的な創造活動の推進

「ふじのくに芸術回廊」の実現に向けて

静岡県が質の高い文化・芸術活動が行われ、国内外から注目の集まる魅力的な地域となるために、世界的な芸術創造活動を支援します。

■ SPACによる新たな舞台芸術の創造

SPACは、平成9年から静岡芸術劇場、県舞台芸術公園の専属劇団として、舞台芸術の創作活動を行い、その活動は、地域で世界的な文化創造を行うものとして、国内外から高い評価を得ています。

SPACでは、芸術総監督の下で新たな舞台芸術作品を創作し、県民に質の高い作品鑑賞機会を提供するとともに、国内外での公演を積極的に行い、本県文化の情報発信を行います。

また、世界の舞台芸術作品を上演する「ふじのくに⇔せかい演劇祭」の開催等により、鑑賞機会の提供と合わせて、舞台芸術を通じた国際的な文化交流を進めます。

さらに、県内の中高生などの若者が世界をめざす「スパカンファン・プロジェクト」や県民が企画した優れた演劇作品を作り上げる県民劇団の公演の支援、演劇教室の開催など舞台芸術に県民が参加する機会を提供することにより、舞台芸術に対する県民の関心を高めていきます。

県は、これらのSPACの活動を支援するとともに、その活動を国内外に情報発信します。

■ 静岡国際オペラコンクールの開催

県は、本県ゆかりのプリマドンナ三浦環の業績を顕彰し、次代の声楽界を担う有望新人の発掘・育成や国際交流を進めるため、若手声楽家の登竜門となる「静岡国際オペラコンクール」を平成8年から3年毎に開催しています。

平成23年には、浜松市を会場に「第6回静岡国際オペラコンクール」を開催し、国内外から多くの参加者を集め、本県文化の情報発信を行います。

また、県内でのオペラ文化の定着を図るために、オペラおもしろ講座や県

民参加による「県民オペラ」を開催します。

■ ユニバーサルデザインなど新たなデザインの創造

ユニバーサルデザインとは、「すべての人のためのデザイン（構想、計画、設計）」であり、まちづくりやものづくりなどを進めるに当たり、年齢、性別、能力、言語など人々が持つ様々な特性や違いを認め合い、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建築、施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方です。

静岡文化芸術大学は、全国に先駆け、「ユニバーサルデザインを基調とする新しい文化と人間社会の創造」を理念に掲げ、デザイン学部を有して人材の輩出などを行っています。

県では、同大学などとの連携を図り、平成22年度にはユニバーサルデザインの国際会議の開催を支援するなど、国内外に向けて、先進的なユニバーサルデザインの情報発信などに取り組んでいます。

今後も、大学や企業などにより、国内外に向けて、ユニバーサルデザインに関する先進的な情報発信が行われ、本県が世界的なデザイン創造の中心地として、県民が本来のデザイン力を認識できるよう、支援します。

（重点施策3） 誇りを育む文化資源の発掘と交流の拡大

「ふじのくに芸術回廊」の実現に向けて

静岡県の文化力を高めるため、県内の個性豊かで多様な文化資源を十分に生かす取組を進めます。

■ 富士山の世界文化遺産登録の推進

富士山は、その壮麗な姿から、時代を越えて様々な信仰の対象となり、また、優れた芸術作品を生む母胎となるなど、まさに日本文化の源であるといえ、私たち日本人にとってかけがえのない宝物です。

県では、山梨県及び両県の関係市町村と連携し、この宝物である富士山を人類共通の財産として後世に継承していくため、世界文化遺産登録の早期実現に向けて、富士山の顕著な普遍的価値を証明するとともに、保護措置の構築に関する作業を進めます。

また、世界文化遺産登録の気運を盛り上げ、多くの方に富士山の文化的価値について理解を深めていただくため、広報啓発活動にも取り組みます。

さらに、富士山に係る包括的な保存管理や来訪者の多様なニーズに対応する拠点として、「富士山世界遺産センター（仮称）」の整備を推進します。

■ 富士山の日運動の推進

県は、2月23日を富士山の日と定め、県民が富士山に関する文学や芸術に親しむ機会、自然観察会や環境活動への参加などを通じて、県民自らが、それぞれの立場で富士山について「想い」、「考え」、「学び」、そして「行動」する富士山の日運動を推進します。

■ 文化財等の保存と活用

県は、有形・無形の文化財や民俗芸能、記念物、埋蔵文化財、伝統工芸に対する県民の理解と関心を高め、後世に受け継いでいくため、文化財の指定、登録等により適正な保護を市町と連携して促進するほか、文化財建造物の耐震診断指針の普及を図るなどにより、文化財の適切な保存・管理を進めます。

また、多くの県民の理解と関心を集めるために、新たな文化財の調査や文化財の展示、紹介などを行うほか、文化財建造物監理士等専門性の高い人材

を育成し、本県文化財の価値を継承します。

■ 地域文化、伝統文化を知る機会の充実

地域の個性ある文化を次世代に継承していくためには、子どもたちが地域の文化資源を知り、体験する機会を設けることが大切です。しかし、伝統芸能の上演や伝承をはじめ、地域の文化活動においては、参加者の減少や後継者の不足が課題となっています。

県や県文化財団は、県内の文化財や郷土の伝統芸能についての情報発信に努め、学校や老人クラブ、文化活動団体等との連携を図りながら、子どもたちが地域の祭りなどの行事に参加するように促すなどの取組のほか、文化施設等を拠点とした地域活動の促進を市町とともに支援します。

■ 文化資源の活用の促進

本県には、歴史的な文化財から、地域で継承されている伝統芸能、街の音楽フェスティバルや人形劇、現代アートの先進的な取組、地域の美術館や博物館、各種の文化産業まで、様々な文化資産や活動実績があります。

そして、これらの文化資源の価値を再認識し、県内外に魅力を伝え、注目されることで、地域に住む人々が文化資源に誇りを持ち、さらにその価値を高めるように努めることが大変重要です。

これらの文化資源が地域で活動する様々な団体やNPOなどの活用により、文化資源として生かされ、より幅広い活動に育つためには、その基礎資料としての記録をデジタル化保存の整備や公開等をする必要があります。

そこで、県や県文化財団は、県内で行われる様々な文化活動、例えば祭りや伝統芸能のお披露目などの公演や展覧会など、県内で行われる各種イベントの情報などを掲載した情報誌を発刊し、県内外への周知を図ります。

■ 伊豆文学賞の実施

県は、「伊豆の踊り子」や「しろばんば」など、文学のふるさととして名高い伊豆地域の特性を生かし、伊豆を舞台とした新しい文学や作家となる人材の発掘をめざし、平成9年から、毎年「伊豆」を題材とした小説、紀行文、随筆を募集し、優秀作品を表彰する「伊豆文学賞」を実施しています。

また、平成21年度からは、題材を「静岡県全域」に広げるとともに、平成22年からは、若年層の文学に親しむきっかけづくりとして、短文で応募

する「メッセージ部門」を新設しています。

同文学賞の実施を今後も継続し、優秀作品集の出版等を通じて、文学のふるさと「ふじのくに」の情報発信と人材の育成を図ります。

■ しずおか世界翻訳コンクールなどにより輩出した人材の活用

県が実施した「しずおか世界翻訳コンクール」などにより輩出した、主に海外に住む「しずおか世界翻訳コンクール」入賞者や、国内に住む「伊豆文学賞」入賞者は、文学を通じて、それぞれが住み、活躍している国や地域と本県をつなぎ、「ふじのくに」の多彩な魅力を伝えてくれる文化の架け橋と言えます。

県は、これらの優れた表現者のネットワークづくりに努め、本県の文化をはじめとした、様々な魅力を広く国内外に情報発信します。

■ 文化的な景観の継承

四季折々の美しさを見せる自然や歴史的な町並みなどにより創られる景観は、地域に固有の貴重な文化資源です。

県は、景観について県民の意識の醸成を図るため、優れた景観の募集とその顕彰を行うほか、県民が身近な景観に関心を持ち、それを地域の魅力として発信できるようにするため、県民が自発的に景観の改善を提案できる仕組みを設けます。

■ 地域学の創出

地域を良く知ることは、地域に愛着を感じ、郷土愛や地域への誇りを育むことにつながります。

県は、「静岡学」などの名前を冠して、地域の歴史や文学、自然、産業、文化を学ぶ「地域学」の推進を、市町などと連携して取り組みます。

県文化財団では、県内の文化、自然、歴史などを紹介する、「しずおかの文化新書」を発刊し、本県の文化を知る機会を広く提供します。

また一方で、文化・芸術の持つ力を利用して、社会の新たな関係性に対処する取組が、実践的な地域学として、県内でも試みられています。

県は、文化政策の観点からこれらの取組に注目し、その活動を支援します。

■ 文化資源を生かした観光振興

県や県文化財団は、県内の文化資源が、その独自性や魅力あるものとして、地域資源や観光資源として再認識されて、新しいツーリズムに対応したものとなるために、旅行者や観光関係者への情報提供に努めます。

■ 文化資源を生かした食文化の創造

本県は、日本一高い富士山や日本一深い駿河湾をはじめとする多様な風土に恵まれ、生産される農林水産物の数・質とも全国トップクラスを誇る「食材の王国」です。

県は、これらの資源を積極的に活用し、本県の農林水産業や食文化の振興に貢献している料理人や菓子職人の方々を「ふじのくに食の都づくり仕事人」として表彰するなどの取組を行うほか、平成23年に開催する「ふじのくに食育フェア2011」（第6回食育推進全国会議）などを通じて、静岡県ならではの新たな食文化の創造や提案を行い、「ふじのくに食の都」づくりをめざします。

また、(財)世界緑茶協会などと連携して、長い歴史と伝統に培われた静岡茶と静岡発の「茶文化」を国内外に情報発信するとともに、平成25年に「第5回世界お茶まつり」を本県で開催するなどの取組を進めます。

■ 文化資源を生かした地域の産業振興

文化の力が、デザイン産業、観光産業、アニメ産業、食と土産物産業、生活関連産業、イベント産業、流通産業その他の新産業を生み出すなど、産業・経済の推進力としての文化が持つ効果や機能を踏まえた取組が重要なものとなっています。

また、自然との関わりや地域の暮らしに根付いた衣食住などの生活文化が、地域の産業等と結びつきやすいことから、県は、様々な立場の方々による意見交換の場である「衣食住を考えるミーティング」を実施し、県内の身近な文化資源を再認識し、それらの存在によって成り立つ地域の産業を振興していくための方策を見出していきます。

■ ものづくりによる新たな文化資源の創造

ものづくりにおいては、匠の技を極めることや独創性のある取組を進めることで、他から憧れられる新たな文化資源を創造することができます。

製造品出荷額等全国第3位の「ものづくり県」である本県をささえる匠の技や歴史に培われた本県の工芸品は、伝統に裏打ちされた芸術性の高いものづくりの代表といえます。

県は、デザイン性の優れた製品開発、中でもユニバーサルデザインなどを生かした高い技術力や豊かな発想力により創り出される製品開発を、静岡文化芸術大学等の関係機関と連携し、支援を進めます。

（重点施策４） 県民の文化活動の裾野と文化交流の拡大

「ふじのくに芸術回廊」の実現に向けて

県民一人ひとりの文化活動や文化を通じた交流の活発化を図るため、県民が何らかの文化活動を行えるような環境づくりを進めます。

■ 生涯、県民誰もが文化活動に参加できる場の提供

文化活動とは創造活動であり、その創造性には限りがなく、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにすることから、県内において、年齢、性別、能力、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、県民誰もが文化活動に参加できることが必要です。

県内では、平成21年度に「第24回国民文化祭 しずおか2009」を開催し、多くの県民参加のもと、県民の幅広い文化活動の成果を発表したほか、国内外との活発な文化交流が行われました。

そこで、県は、国民文化祭を契機として得た、県内各地の様々な活動を生かし、県民の主体的な文化活動を促進する取組を進めます。中でも、県民の芸術作品の発表や相互の鑑賞、評価の機会である「静岡県芸術祭」が、平成22年に第50回を迎えたことから、「ふじのくに芸術祭」と改め、県民芸術祭として通年で展開します。

ふじのくに芸術祭は、これまでの静岡県芸術祭とともに、市町や地域の文化芸術祭を加えて開催することで、多面的、多層的な県民の文化芸術に関わる機会とします。県は、地域の自主的な活動を尊重し、「ふじのくに芸術祭」に関わる全体広報などを行います。

障害のある方の文化活動を促進するため、「静岡県障害者芸術祭」などを開催します。

高齢者の文化活動を促進するため、「静岡県すこやか長寿祭美術展」などを開催します。

県や県文化財団は、県内各地で行われる地域の主体的な活動を促進するため、情報の共有や提供、関係者のネットワーク化などを進めます。

■ 体験講座・ワークショップ等の開催

県立美術館では、実技室を県民に開放する「創作週間」、専門家による「技法セミナー」、「実技講座」、親子で参加する「色彩アトリエ」、「工作アトリエ」など、様々な講座とワークショップを通じて、美術の創作に取り組む県民の活動を支援します。

県文化財団では、音楽などの様々な分野で、県民参加によるワークショップなどを行います。

SPACでは、県民劇団公演や演劇教室、ワークショップのほか、県内各地において開催する、参加者が俳優と一緒に戯曲を読む「リーディング・カフェ」などを通じて、県民が舞台芸術に親しむ機会を提供します。

■ 文化活動に関する情報提供

県文化財団では、県と連携して、県内の文化活動に関する様々な情報（事業、人材・団体、場所、助成制度など）を一元的に集積し、広く提供するインターネットサイト「しずおかの文化情報」を平成21年から運用しています。

今後も、内容の充実を図り、情報の集積や発信を継続し、様々な文化活動を支援します。

また県は、県内で行われる様々な文化活動、例えば祭りや伝統芸能のお披露目などの公演や展覧会など、県内で行われる各種イベントの情報などを掲載した情報誌を発刊します。

■ 地域文化活動への支援

県文化財団では、県内で優れた文化活動を積極的に行っている文化活動団体に対して、「ふじのくに文化交流発信事業補助金」制度を活用して支援します。

また、文化活動を行う団体の基盤強化のため、団体の経理、広報等を行う人材を育成するための経費等を助成する「しずおかの文化芸術団体のステップアップ活動事業」に取り組みます。

■ 地域文化活動の表彰・後援

県は、各地域で文化振興に功績のあった個人や団体を称えるため、表彰を行うほか、県内で行われる文化活動を積極的に後援します。

県文化財団では、地域の文化活動を促進するため、「地域文化活動賞」を設け、優秀な活動団体を表彰し、県内に広く紹介します。

■ 遊休施設等の稽古場等への活用の促進

県や市町では、社会情勢の変化などから活用しなくなった建物等の遊休施設の新たな活用が課題となっています。一方、文化活動を行う県民からは、稽古場等の確保が求められています。

県は、県や市町の遊休施設等を稽古場等の文化活動の場として活用することを勧め、その活用の促進を支援するため、モデルケースを提示するなど広く情報発信する取組などを進めます。

■ アジア地域との文化交流活動の促進

県や県文化財団は、中国や韓国などアジア諸国と、様々な分野で交流を推進し、友好を深めてきたことから、引き続き、文化芸術分野においても、積極的な交流を図ります。

平成24年には、本県と中国浙江省の友好協定締結30周年を迎えることから、日本と中国の茶の一大生産地としての茶文化の交流をはじめ、美術、書道、写真、音楽、舞台芸術等の幅広い芸術分野での相互交流を行います。

(3) 自立・自転する文化支援の仕組みづくり ～「ささえる」～

(重点施策5) 県内公立文化施設の機能の向上

「ふじのくに芸術回廊」の実現に向けて

地域の文化活動の拠点となる文化施設がアートマネジメント能力を持つ人材を擁して、より活性化するための環境づくりを進めます。

■ 文化政策分野へのアートマネジメント人材の配置

県内での文化振興のためには、地域の文化施設が地域文化の拠点として活発に活動し、文化施設を中心にささえる機能が発揮されることが必要です。

そこで、県は、県・市町・文化施設の文化振興を担当する部門においてアートマネジメント能力を持つ人材の配置に努めます。

また、地域で文化を「ささえる」人を支援する活動の充実を図るため、静岡文化芸術大学やNPOなどと連携し、文化施設の職員等が「ささえる」活動に必要な様々な知識やノウハウを学ぶことができる実践的な文化政策セミナーの開催などを通じて、イベント運営、広報、会計、資金調達、著作権対応等とともに、企画、制作、実施ができるプロデュース能力を持つ人を育成します。

県文化財団では、公立文化施設の職員の企画力等の能力向上に資する講座を継続して開催します。

■ 県文化財団における「ささえる」取組の支援

県文化財団は、本県の文化振興の中核組織として、質の高い文化芸術の鑑賞機会の提供を進めるとともに、地域の文化活動の支援を行っていくため、継続的に文化振興に携わるアートマネージャーなどの専門的な人材の充実を図ります。

県は、県文化財団が地域の文化を「ささえる」活動を促進する中間支援組織の中心機関として、その機能を十分に発揮するために、その活動を支援します。

■ 文化施設を拠点としたまちづくりの促進

県内の文化ホール、劇場等などの公立文化施設は、地域の文化拠点としての役割を担い、県民にとって重要な文化活動の場となっています。

県は、これらの施設を設置する市町とその文化施設が担う役割の重要性について共通認識を持ち、各文化施設が、地域のまちづくりの中心機関として、例えば、地域での文化活動の情報集約や活動相談などの機能が発揮されるための活動を促します。

また、県や県文化財団は、公立文化施設協議会の活動等を通じて、認識の共有化を図るため、施設運営や事業展開の手法、あり方等に関する情報を提供します。

■ 文化施設の広域的な連携の促進

公立文化施設は、地域の文化拠点として重要な役割を担いながらも、資金や人的資源不足などにより、自主企画事業を大きく減らすなど、地域住民に質の高い文化芸術を提供できなくなることが懸念されます。

そのため、単独施設での事業実施にとらわれず、複数施設の企画連携や広報連携などによる近隣市町の文化施設との役割分担を図り、スケールメリット（規模効果）を生かす広域連携やNPOなど中間支援組織との協働等により、地域の文化力を維持する必要があります。

そこで、県や県文化財団は、文化施設の連携事業への助成を行うほか、各文化施設が意思疎通を図る場の提供やモデルとなる事業の紹介等による支援を行います。

■ 大学と文化施設との連携の促進

県や県文化財団は、県内の大学と公立文化施設との間で、連携した事業の実施、講師の派遣、インターンシップの受入など、人的な交流・連携の促進に向けて情報提供や仲介を行います。

（重点施策6） ささえる人材・団体のネットワークづくり

「ふじのくに芸術回廊」に実現に向けて

県内の文化活動が継続的に広く県民に継承されていくために、文化活動支援に関わる人や団体が活動しやすい環境づくりを進めます。

■ 地域内でつなぎ手として活躍するアートマネジメント人材の定着化

地域の文化活動をささえる活動は、文化振興のためには必要であるものの、担い手不足などの理由から、その活動を継続することには難しさがあります。

そこで、県や県文化財団は、アートマネジメント能力を持って、地域の文化活動をささえる人材が、県内に定着するための取組を進めます。

県文化財団では、文化支援活動を行う団体の基盤強化のため、団体の経理、広報等を行う人材を育成するための経費等を助成する「「ささえる」活動団体の自立に向けた活動事業」を実施します。

県では、静岡文化芸術大学と協働し、「アートマネージャー養成講座」を引き続き実施します。この講座を通じて、NPO等民間団体職員が、地域における文化支援のつなぎ手として、県内に定着して活躍し、地域の文化活動が活発化するよう支援します。

■ 県文化財団における文化支援のための相談窓口の設置

県文化財団では、地域の文化活動の支援を行う中間支援組織の中心機関としての役割を果たすため、文化活動に関する様々な情報を一元的に集積し、県民に提供するとともに、文化活動に関するアイデア、ノウハウの助言や相談への対応等、文化活動に関する総合窓口的な機能を担うことができる組織体制づくりに取り組みます。

■ アートNPOフォーラムの実施

県や県文化財団は、文化資源を活用したまちづくり等に取り組むNPOや市民団体の活動を促進するため、「アートNPOフォーラム」の開催などを通じて、NPOなどの活動団体が課題やノウハウの共有化を図り、その克服や新たな取組を生み出す機会を提供します。

■ 「ささえる」活動の広報支援

県内で文化を「ささえる」活動を行うNPO等の団体は、団体の知名度や認知度が必ずしも高くないため、活動を進める上で、いかに多くの県民の理解を得るかが、課題となっている場合があります。

そこで、県は、文化を「ささえる」活動や、それらの活動を行うNPO等の団体を広く県民に紹介する情報誌の発行を継続的に行います。

■ 文化ボランティア活動の促進

県や県文化財団は、自発的に文化を「ささえる」活動をしたいと望む人々が増えていく中で、特に、年齢や知識・経験等を生かした文化ボランティア活動を促進するため、ボランティア募集情報や様々な活動情報の提供等、参加しやすい環境の整備を行います。

また、ボランティアがより充実した活動を行うことができるよう、ボランティア講座や体験事業等を開催し、ボランティアを身近に感じる機会を提供します。

■ 新たな文化活動支援の検討

県文化財団や静岡文化芸術大学などの団体は、地域の文化活動の支援を行う中心的な役割を果たしています。

地域の文化活動が活発化するため、今後求められる中間支援組織とは、県内各地の文化活動をよく知り、発展性のある文化活動を見出すことができるアートマネージメントの専門的な人材を有した上で、その文化活動が新たな文化資源として成長するよう支援する機能を持つことです。

そこで、県は、既存の団体の活用等を含めた、本県の新たな文化活動支援のあり方を検討します。

■ 資金調達に有利な制度の周知・広報

継続的な文化活動のためには、行政や各種団体からの助成金などの活用や、寄付等により、安定した活動資金を調達する必要があります。

このため、県や県文化財団は、文化活動にかかる助成制度等の情報を必要とする人が効率的にそれらの情報を得ることができるよう、集約し、分かりやすく提供します。

また、文化活動の必要性に対する県民の理解が進み、様々な立場の県民からの寄付が促進されるための仕組みづくりを検討します。

■ 企業等との連携・メセナ活動の促進

県内では、様々な企業がメセナ活動を行っており、その形態も、財政的な支援だけでなく、人的、物的支援など多様です。文化活動が自立・自転するためには、こうした企業や個人の支援活動がより活発化していくことが重要です。

県や県文化財団は、県内におけるメセナの増加をめざし、企業等民間団体の支援活動の現状調査、企業や個人が支援を行いやすい仕組みづくりについての検討を進めます。

第6章 効果的な施策推進のために

1 文化に関わる様々な主体との協働

文化活動の主役は県民であり、県や市町などの行政機関、各地の文化施設や文化団体、大学、学校、企業、さらにNPOや文化ボランティアなど多様な主体が、その役割を果たしつつ、互いに補完し合い、協働することによって、その活動を「ささえて」いくことが重要です。

基本目標の達成に向けて、県が果たすべき役割と、市町をはじめ、文化に関わる様々な主体に期待される役割は、次のとおりです。

(1) 県

県は、具体的な施策や事業を自ら展開していく「文化行政」から、基本的な方針確立や政策調整を行っていく「文化政策」への転換をめざし、基礎的なデータの収集・分析、他分野の政策との調整等を踏まえた文化政策の検討体制の確立を図ります。

また、文化振興に関する基本的な方針に基づき、県民の文化活動が活発化するような環境や基盤の整備、市町や民間では実施が困難な広域的な視点に立った施策に取り組みます。

地域における充実した文化振興施策を展開するために、他の都道府県と連携を図り、積極的に国等への働きかけを行います。

(2) 市町

市町は、基礎自治体として、地域の個性ある文化の振興を、関係者と連携しながら直接的に担っていくことが期待されます。

近年では、文化を中心とした創造的なまちづくりを進める「創造都市」の考えに基づき、戦略的な取組を進める市もあります。

今後、文化に関する基礎的なデータや県民のニーズ、文化振興に関する動向など、情報の共有化を図り、県、市町、県文化財団、各文化施設等との連携を深めることが必要となります。

(3) 文化施設

文化施設は、地域の文化活動の拠点として、様々な文化や芸術を鑑賞する場、日頃の活動の発表の場、関係者の交流の場として活発に利用されるとともに、各種情報の提供、地域からの積極的な情報発信の機能が期待されます。

文化施設が地域の文化活動の拠点としての役割を担っていくよう、専門的な人材の充実を図るとともに、様々な文化施設や行政機関との間での情報の共有やネットワークの形成が必要となります。

(4) 文化団体

鑑賞者による自主的な組織、創作活動をする人々で構成する文化団体や文化協会は、それぞれの分野で文化活動の活発化のために、個々の活動を支え合い、課題の解決に努めているほか、後進の指導など次世代の活動者の育成を図っています。

こうした取組がより効果的に進められるよう、県文化財団や地域の文化施設が行う講習会や相談・支援の機会を通じて、広域的に、また異分野間において情報の共有やネットワーク化を図っていくことが必要です。

(5) 大学

大学は、教育・研究機関であるだけでなく、文化振興を進める上で、人材、施設、ノウハウなど、多くの資源を有していることから、専門的な知識やノウハウを基に、地域の様々な文化活動に助言を与えたり、個々の活動に共通する課題を整理したり、解決のための提言を行うなどの機能があります。

大学の持つ資源が地域の文化活動に十分生かされるよう、文化施設や地域文化事業との交流・連携を進めることが重要です。

特に、平成12年に開学した静岡文化芸術大学は、文化芸術を冠する、県立の高等教育機関であることから、同大学が持つ先進的な知見を本県の文化政策に活用することが期待されます。

(6) 学校

学校は、子どもたちの学習の場であるとともに、成長・人格形成の場でもあります。本物の文化、芸術に触れ、感動や刺激を受ける体験が、子どもたちの感性を磨き、将来の本県の文化を担う人材の育成にもつながります。

子どもたちが本物の文化に触れる機会を充実するため、地域の文化活動団体や指導者との連携、地域の文化活動への参加、文化施設と連携した取組等が重要です。

(7) 社会教育施設

公民館などの社会教育施設は、地域住民に学習機会を提供するとともに、地域の課題に積極的に取り組むなど、まちづくりの拠点として活動しており、地域の文化活動とも密接に関連しています。

今後、文化のネットワーク化を進め、文化活動の活性化を図るためには、社会教育施策と文化振興施策との連携が期待されます。

(8) 企業

近年、企業の地域社会への貢献活動としてのメセナ活動が盛んとなっており、文化活動が自立・自転していくうえで、地元企業の理解・協力は重要な要素です。支援方法も、財政的な支援だけでなく、企業活動に即した人や物の支援など多様化しています。

文化活動と企業活動が良好な連携関係を形作っていけるよう、企業関係者と文化関係者との交流の促進、企業の文化活動支援のための仕組みづくりが重要となります。

(9) NPO

現在、県内のNPO法人は900団体を超え、文化に関する目的や事業内容を掲げるNPOも多くあります。NPOは公益的な事業を継続的に推進する組織として、地域で文化を「ささえる」役割を担っていくことが期待されます。

これら文化に関わるアートNPOの活動の活発化に向けて、様々な主体や他の分野の活動などとの情報の共有化や連携を促進することが重要です。

(10) 文化ボランティア

世論調査結果では、現在ボランティア等の支援活動に参加したことのある県民の割合は、5.9%にとどまっている一方で、今後参加したいと考える人は25.5%となっています。今後、ボランティアとして積極的に文化に関わろうとする人が増えることにより、地域の文化活動を「ささえる」大きな主体になっていくことが期待されます。

年齢や知識・経験に応じた文化ボランティア活動を促進するため、ボランティアの募集情報や学習機会の充実を図ることが重要となります。

また、文化芸術活動への支援手法として、寄付などの資金提供や文化施設や文化団体の友の会・ファンクラブなどへの加入による文化活動への支持もあります。身近な文化支援への県民参画として、これらの活動の活発化を進めることも重要です。

2 政策の評価・改善

文化振興は、成果が発揮されるまでに長い時間を要します。文化振興施策を効果的に実施するためには、施策推進の目標を明確にした上で、定期的に目標の達成度や各施策の効果を検証し、評価することが重要です。

客観的な評価結果を踏まえて、施策の改革・改善を次の政策立案に反映させる、P（計画：Plan）、D（実施：Do）、C（評価：Check）、A（改善：Action）による「改革・改善のサイクル」を確立する必要があります。

(1) 評価のサイクル

ア 計画 (Plan)

本計画において、今後10年程度を見据えた文化振興の基本目標を設定するとともに、計画期間である平成23年度から平成25年度までの3年間に推進する重点施策、施策の目的や目標などを明らかにします。

イ 実施 (Do)

基本目標の達成に向けて、本計画に示された施策を推進します。推進に当たっては、取り巻く状況等を踏まえて、できる限り効果的な実施に努めます。

ウ 評価 (Check)

<1次評価>

毎年度、各施策の実施状況を取りまとめるとともに、関連するデータや事例の収集を行い、自律的な改善のための1次評価を行います。

<2次評価>

評価の客観性を高め、より適切な施策展開を図るため、「静岡県文化政策審議会」が2次評価を行います。

エ 改善 (Action)

評価によって明らかにされた問題点や改善の方向などについて、次年度の施策推進への反映に努め、より効果的な施策展開に結び付けます。

(2) 情報の収集・提供と県民意見の反映

実施状況や評価の内容について情報公開を行うとともに、インターネットや各種の会議等を通じて、県民・関係者の意見の集約や反映に努めます。

評価の基礎となる文化に関連する各種のデータやエピソード、施策推進の参考となる各種の取組の事例など、参考資料の収集・充実に努め、施策の実施や評価の方法に随時活用していきます。

資料編

- 1 用語解説
- 2 静岡県文化に関する各種データ
- 3 計画策定までの経過
- 4 静岡県文化政策審議会委員名簿
- 5 静岡県文化振興基本条例

1 用語解説

■ 第24回国民文化祭 しずおか2009 (P2)

平成21年10月24日から11月8日までの16日間にわたり、静岡県内で開催された国民文化祭。「ふじのくに 高まる広がる 文化の波」のテーマのもと、県内37市町の286会場で95事業が行われ、国内外から約215万人の参加があった。

■ 文化力 (P3)

文化が持つ力。本計画3ページ記載のとおり、文化には様々な面で力を発揮することが期待されている。各地域における文化の魅力の違いがこの力の差につながることから、本計画では、文化の魅力度を文化力としている。

■ 第9回全国障害者芸術・文化祭 静岡大会 (P12)

平成21年11月13日から15日までの3日間、静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」を会場に開催された、障害のある人の芸術活動の全国公募展など。「みる、ふれる、感じる」「再発見！生きる力」をコンセプトに実施し、約2万人の来場があった。

■ グランシップ (P12)

県の文化振興・交流の拠点施設「静岡県コンベンションアーツセンター」の愛称。約4,600人収容の大ホール、国際会議場として使用できる会議ホール、オーケストラピットのある中ホールなどがあり、各種の公演や会議に対応できる。

■ (財)静岡県舞台芸術センター (SPAC) (P12)

平成7年に舞台芸術の創造活動を通じて静岡県の芸術文化の振興を図るために設立された公益法人。芸術総監督に鈴木忠志氏を招いて発足、平成19年度から宮城聰氏に交代した。世界的なレベルの舞台芸術作品を生み出している。

■ アートマネージャー (P13)

文化・芸術と社会をつなぐ、文化の専門的なつなぎ手。文化活動の企画・運営に関する知識や経験を基に、芸術家と社会、地域の様々な文化活動を結びつけ、新たな可能性を開拓する人。

■ ユニバーサルデザイン (P22)

すべての人のためのデザイン(構想、計画、設計)であり、まちづくりやものづくりなどを進めるに当たり、年齢、性別、能力、言語など人々が持つ様々な特性や違いを認め合い、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建築、施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方。

■ 富士山の日（P25）

静岡県では、静岡県民が富士山について学び、考え、想いを寄せ、富士山憲章の理念に基づき、後世に引き継ぐことを期する日として、2月23日を「富士山の日」とする条例を平成22年に制定している。

■ しずおか世界翻訳コンクール（P25）

平成7年度から2年毎に静岡県で開催していた、世界各国を対象とした日本文学の翻訳コンクール。同事業が静岡県から文化庁に引き継がれたことから、平成22年度の第7回をもって、静岡県事業としては終了した。平成20年には全国知事会から、優秀政策として表彰を受けている。

■ ふじのくに芸術祭（P26）

昭和36年に始まった、県民の芸術作品の発表や相互の鑑賞、評価の機会である「静岡芸術祭」が、平成22年に50回を迎えたことから、「ふじのくに芸術祭」と改め、県民芸術祭として、通年で開催するもの。

■ しずおかの文化情報（P26）

県内の文化活動に関する様々な情報を一元的に集積し、広く提供することを目的に、静岡県と(財)静岡県文化財団が協働して開発し、(財)静岡県文化財団が運営する情報サイト。URL www.shiz-bunka.com

■ 企業メセナ（P31）

企業による芸術文化支援のこと。「メセナ」は古代ローマ皇帝に仕え、詩人や芸術家を厚く擁護したマエケナスに由来するフランス語で、「芸術文化の擁護・支援」を意味する。

■ スパカンファン・プロジェクト（P37）

スパカンファン（SPAC-ENFANTS）は、SPACにおける事業の1つ。フランスを拠点に活動する振付家・ダンサーのメルラン・ニヤカム氏を迎え、静岡の子どもたちとともに新しい舞台を創造する国際共同制作プロジェクト。ENFANTSは、フランス語で「子どもたち」の意味。

■ みうらたまき三浦環（P37）

大正から昭和にかけて欧米で活躍したオペラ歌手。大正4年ロンドンのオペラハウスで「蝶々夫人」の主演を演じて大好評を博し、アメリカやイタリアでプリマドンナとして大活躍した。父母と夫が静岡県出身であることから、一時期は静岡県内で生活・活動を行うなど、本県と縁が深い。

■ 文化財建造物監理士（P39）

地域の文化財を地震等の災害から守ることを目的に、静岡県教育委員会所定の講習を修了した建築士を登録する制度。文化財建造物監理士の主な役割は、文化財建造物の所有者及び市町教育委員会等の依頼を受けて、地震発生時における文化財建造物に対する応急措置等を行う。

■ 地域学（P41）

地域を地域に根をおいた仕方で明らかにしていこうという総合的な研究の試み。
（『地域学への招待』京都造形芸術大学編 を引用）

■ ふじのくに食育フェア2011（第6回食育推進全国会議）（P42）

食育を推進する全国会議で、本県では平成23年6月18日～19日に三島市内で開催。シンポジウムのほかに食育推進のための展示やイベントなどを実施。

■ 世界お茶まつり（P42）

平成13年から3年毎に静岡県内で開催。第4回大会は、静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」で行われ、平成22年10月28日から31日までの会期中に8,9000人の来場があった。

■ 公立文化施設協議会（P48）

公立の文化施設が、相互の連絡などにより、県内各地域の文化振興の促進や充実を図ることを目的とした協議会。

2 静岡県の文化に関する各種データ

<み る>

- (1) 県内の文化会館における公演等の開催状況
 - (2) 1年間に芸術や文化を鑑賞した人の割合
 - (3) 古墳、古い神社仏閣などの文化財に関心のある人の割合
 - (4) 公立文化施設が行う子どもを対象とする文化鑑賞・体験事業の実施状況
 - (5) 全国高校総合文化祭への派遣人数
- (参考) 全国高校総合文化祭の県内上位入賞件数

<つ くる>

- (6) 県内に居住する芸術家人口の全国比率・順位
- (7) 1年間に芸術や文化の活動を行った人の割合
- (8) 県民のうち、ユニバーサルデザインを知っている人の割合
- (9) 観光交流客数
- (10) 静岡県の文化水準が高いと思う人の割合
- (11) 県内に他に誇る文化資源があると思う人の割合
- (12) 県内の文化財件数
- (13) しずおかの文化情報サイトへのアクセス件数
- (14) ふじのくに芸術祭参加者数

<さ さえる>

- (15) 文化ボランティアに参加したことのある人の割合
- (16) 県内で活動するアートNPO団体数
- (17) 県内の文化会館の指導系職員の人数
- (18) 県内公立文化施設の自主企画事業における企業協賛などの数

(1) 県内の文化会館における公演等の開催状況

○文化会館における事業の実施状況（平成19年度実績）

区分	種別	実施件数	入館者数
ホール	舞台芸術・芸術公演	773	391,713
	その他	215	98,131
ホール以外	学級・講座	337	16,590
	展覧会	22	—
	その他	1,424	—
計		2,771	—

文部科学省「社会教育調査報告書」（平成20年度）

(参考) 県内公立文化施設における自主企画事業の実施状況

○自主企画事業の実施状況

- ・固定席300席以上のホールを持つ公立文化施設（61施設）を対象に、平成22年5月に調査を実施

区分	施設数	割合	事業数計	1館あたり平均事業数
実施している	48	78.7%	638本	13.3本
実施していない	13	21.3%	—	—
計	61	100.0%		

○アウトリーチ事業の実施状況

- ・県内公立文化施設（61施設）を対象に、平成22年5月に調査を実施

区分	施設数	割合	事業数計
実施している	15	24.6%	24本
実施していない	46	75.4%	—
計	61	100.0%	

(主な事業内容)

- ・小学校への出前コンサート、園児・児童の演劇鑑賞、オーケストラのワークショップなど

静岡県文化政策課調べ

(2) 1年間に芸術や文化を鑑賞した人の割合

・アンケート調査「文化に関する意識調査」を3年ごとに実施

「あなたは、昨年1年間に、ホールや劇場、映画館や美術館・博物館などの会場で、直接、文化・芸術を鑑賞する機会がありましたか。」

○鑑賞機会の有無

項目	平成21年度	平成18年度	平成15年度	平成12年	国(平成21年度)
あ る	61.8%	63.2%	69.9%	74.7%	62.8%
な い	33.5%	36.8%	29.5%	22.8%	36.9%

(以下、平成21年度の状況)

○鑑賞機会があった人の性別 男性：58.2% 女性：65.1%

○年齢別の割合

項目	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
あ る	56.8%	65.5%	66.5%	60.6%	67.8%	49.6%
な い	39.5%	32.4%	28.6%	35.8%	29.7%	39.8%

○鑑賞の内容・今後鑑賞したい内容 (複数回答)

鑑賞した内容	今後鑑賞したい内容
①映 画 (62.6%)	①音 楽 (90.1%)
②音 楽 (61.5%)	②演 劇 (76.2%)
③美 術 (49.0%)	③映 画 (60.3%)
④演 劇 (42.7%)	④美 術 (40.0%)
⑤生活文化 (23.6%)	⑤文 化 財 (22.1%)
⑥文 化 財 (20.9%)	⑥生活文化 (17.6%)

○鑑賞の障害 (複数回答)

- ①仕事や家事・育児・介護などで時間的余裕がない (42.0%)
- ②チケットの価格が高いなど経済的余裕がない (32.0%)
- ③行きたいと思うような魅力ある公演や展覧会等が少ない (26.5%)
- ④公演・展覧会などの情報が得にくい (22.2%)
- ⑤会場 (ホールや劇場、美術館・博物館等) が身近にない (20.8%)

<調査概要 (平成21年度) >

- ・静岡県全域在住の20歳以上の男女2,000人を等間隔無作為抽出方法により抽出
- ・平成22年2月に郵送により調査を実施
- ・有効回収数：920票 (回収率46.0%)
- ・静岡県文化政策課「文化に関する意識調査」

(3) 古墳、古い神社仏閣などの文化財に関心のある人の割合

- ・アンケート調査「県の教育施策に関する意識アンケート」を毎年実施
「遺跡や富士山等の名勝地、歴史ある神社仏閣、歴史的町並み、美術工芸品などの文化財への関心はありますか。」

項目	割合
関心がある	70.0%
どちらともいえない	15.1%
関心がない	13.5%

- 「神楽等の伝統的な民俗芸能や地域の祭りへの関心はありますか。」

項目	割合
関心がある	49.9%
どちらともいえない	22.1%
関心がない	26.3%

<調査概要（平成21年度）>

- ・静岡県全域在住の20歳以上の男女3,000人を層化2段無作為抽出
- ・平成21年8月～9月に郵送により調査を実施
- ・有効回収数：1,705人（回収率56.8%）
- ・静岡県教育委員会「人づくり2010プランの進行管理に関する調査「県の教育施策に関する意識アンケート」

(4) 公立文化施設が行う子どもを対象とする文化鑑賞・体験事業の実施状況

- ・県内公立文化施設（61施設）を対象に、平成22年5月に調査を実施

○子どもを対象とする自主企画事業を行っている施設の数（平成21年度）

項目	施設数	実施割合	事業数
実施している	37	60.7%	83
実施していない	24	39.3%	—
計	61	100.0%	

静岡県文化政策課調べ

(5) 全国高校総合文化祭の派遣人数

- ・静岡県から全国高校総合文化祭への派遣人数

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年	平成 21 年度	平成 22 年度
人数	497 人	582 人	532 人	552 人	475 人

※全国高校総合文化祭とは、高校生の創造活動の向上と相互の理解を深めることをねらいとして、芸術文化活動の発表を行う高校生の文化の祭典。

昭和 52 年に千葉県で第 1 回大会が行われた。平成 22 年の第 34 回大会は宮崎県で開催されて、約 2 万人が参加した。本県では、平成 12 年に第 24 回大会が行われた。

(参考) 全国高校総合文化祭の県内上位入賞件数

- ・平成 22 年 競技部門の結果

部 門	結 果
日本音楽	優良賞 2 件
書道	奨励賞(最高位賞) 1 件、特別賞 2 件
放送	優秀賞(最高位賞) 1 件
小倉百人一首かるた	第 3 位
新聞	優秀校 1 件、優良賞 4 件

静岡県教育委員会調べ

(6) 県内に居住する芸術家人口の全国比率・順位

○静岡県の職業別（中分類）人口の推移

(単位：人)

総数		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
A	専門的・技術的職業従事者	124,879	167,708	192,874	217,771	233,318	238,310
(1)	科学研究者	1,513	2,268	1,857	4,825	6,289	5,603
(2)	技術者	23,744	49,801	63,133	69,832	73,954	66,006
(3)	保健医療従事者	33,120	40,290	46,862	55,665	61,986	71,445
(4)	社会福祉専門職業従事者			10,583	12,038	14,436	17,168
(5)	法務従事者	798	870	888	880	943	1,103
(6)	経営専門職業従事者	804	1,257	1,361	1,380	2,382	3,181
(7)	教員	34,721	38,311	38,095	40,205	40,243	39,960
(8)	宗教家	3,411	3,422	3,831	3,904	3,840	3,609
(9)	文芸家、記者、編集者	991	1,202	1,710	1,486	1,476	1,675
(10)	美術家、写真家、デザイナー	2,835	3,396	4,508	4,950	5,682	5,294
(11)	音楽家、舞台芸術家	3,012	3,964	3,934	4,406	4,851	4,679
(12)	その他の専門的・技術的職業従事者	19,930	22,927	16,112	18,200	17,236	18,587
B	管理的職業従事者	69,661	65,181	69,222	73,832	51,755	43,819
C	事務従事者	256,705	290,196	332,354	348,674	351,409	340,314
D	販売従事者	226,244	231,352	244,747	261,371	262,474	255,024
E	サービス職業従事者	128,462	135,386	145,812	163,191	173,773	187,571
F	保安職業従事者	24,773	24,551	26,658	27,955	29,192	30,287
G	農林漁業作業者	182,775	163,726	135,849	127,449	111,091	95,607
H	運輸・通信従事者	70,945	69,082	70,096	74,836	73,613	68,647
I	技能工・生産工程・労務作業者	654,808	692,395	742,600	742,889	726,949	715,095
J	採掘作業者	1,014	977	873	1,242	1,017	
K	分類不能の職業	621	732	1,410	1,767	9,377	19,438

○全国比率・順位（職業分類別人口の居住都道府県別割合）

順位	(9)～(11)の計	
1	東京都	38.0%
2	大阪府	8.0%
3	神奈川県	6.0%
4	愛知県	4.7%
5	埼玉県	3.3%
6	千葉県	3.2%
7	福岡県	3.0%
8	兵庫県	2.9%
9	北海道	2.8%
10	京都府	2.4%
11	静岡県	2.0%
12	広島県	1.6%

(9)文芸家、記者、編集者	
東京都	53.0%
大阪府	6.5%
神奈川県	5.1%
愛知県	3.0%
埼玉県	2.6%
千葉県	2.6%
北海道	2.6%
福岡県	2.4%
兵庫県	1.9%
京都府	1.8%
静岡県	1.4%
長野県	1.3%

(10)美術家、写真家、デザイナー	
東京都	36.9%
大阪府	9.6%
神奈川県	6.2%
愛知県	5.3%
埼玉県	3.3%
福岡県	3.2%
千葉県	2.9%
京都府	2.8%
兵庫県	2.7%
北海道	2.7%
静岡県	2.0%
広島県	1.6%

(11)音楽家、舞台芸術家	
東京都	30.0%
大阪府	6.8%
神奈川県	6.2%
愛知県	4.9%
千葉県	3.8%
埼玉県	3.7%
兵庫県	3.7%
福岡県	3.2%
北海道	3.0%
静岡県	2.4%
京都府	2.1%
広島県	2.0%

平成17年度国勢調査結果

(7) 1年間に芸術や文化の活動を行った人の割合

・アンケート調査「文化に関する意識調査」を3年ごとに実施

「あなたは、昨年1年間に、文化・芸術に関する事で、個人またはグループで、継続して学習したり、活動したことはありましたか。」

○活動機会の有無

項目	平成21年度	平成18年度	平成15年度	平成12年	国(平成21年度)
あ る	19.6%	20.4%	24.9%	32.5%	—
な い	74.3%	79.6%	74.3%	62.5%	76.1%

(以下、平成21年度の状況)

○活動した人の性別 男性：12.8% 女性：24.7%

○年齢別の割合

項目	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
あ る	12.3%	12.4%	14.9%	19.7%	26.7%	27.6%
な い	84.0%	84.1%	81.4%	74.1%	67.8%	60.2%

○活動の内容・今後活動したい内容 (複数回答)

活動した内容	今後活動したい内容
①生活文化 (31.7%)	①音 楽 (33.9%)
②音 楽 (27.2%)	②美 術 (27.0%)
③美 術 (25.0%)	③生活文化 (24.8%)
④舞 踏 (19.4%)	④映 画 (18.0%)
⑤演 劇 (10.6%)	⑤演 劇 (17.1%)
⑤そ の 他 (10.6%)	⑥文 化 財 (10.5%)

○活動の障害 (複数回答)

- ① 仕事や家事・育児・介護のため活動時間を確保することができない(48.2%)
- ② 活動費用がかかりすぎる (20.8%)
- ③ 興味あるものがない (20.7%)
- ④ 一緒に活動する仲間がいない (17.2%)
- ⑤ 学ぶ気持ちがない (14.1%)

<調査概要 (平成21年度) >

- ・静岡県全域在住の20歳以上の男女2,000人を等間隔無作為抽出方法により抽出
- ・平成22年2月に郵送により調査を実施
- ・有効回収数：920票 (回収率46.0%)
- ・静岡県文化政策課「文化に関する意識調査」

(8) 県民のうち、ユニバーサルデザインを知っている人の割合

- ・アンケート調査「ユニバーサルデザインに関する県民意識調査」を3年毎に実施
「あなたは、「ユニバーサルデザイン」という言葉を知っていますか。」

項目	平成 21 年度	平成 18 年度
知っている	64.7%	70.4%
知らなかった（今回初めて聞いた）	32.3%	26.8%

<調査概要（平成 21 年度）>

- ・静岡県全域在住の 20 歳以上の男女 2,000 人を等間隔無作為抽出方法により抽出
- ・平成 21 年 12 月に郵送により調査を実施
- ・有効回収数：1,034 人（回収率 51.7%）
- ・静岡県県民生活課「ユニバーサルデザインに関する県民意識調査」

(9) 観光交流客数

県内の宿泊施設、観光施設(地点)、スポーツレクリエーション施設、行祭事及びイベント等の観光交流客数を毎年調査している。

<平成 21 年度>

項目	人数
観光交流客数	140,749
宿泊客数	17,231
観光レクリエーション客数	123,518
学ぶ	36,673
遊ぶ	56,960
触れ合う	29,885

<調査概要（平成 21 年度）>

- ・調査対象期間：平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月
- ・調査内容：観光交流客数とは、静岡県内の各地域を訪れた人の延べ人数とし、①宿泊客数及び②観光レクリエーション客数を合計したものである。
 - ①宿泊客数 旅館・ホテル・民宿等に宿泊した客数(延べ泊数)を集計
 - ②観光レクリエーション客数
観光施設(地点)、スポーツレクリエーション施設、行祭事及びイベント等への入場者・参加者等を市町が集計。年間 1 千人以上のものが対象。
- ・調査方法：各市町からの報告及び県一括調査による。
- ・調査対象施設(地点)・行祭事等数：合計 1,276 施設(地点、イベント)
- ・静岡県観光政策課「静岡県観光交流の動向」

(10) 静岡県の文化水準が高いと思う人の割合

- ・アンケート調査「文化に関する意識調査」を3年ごとに実施
「あなたは、静岡県の文化水準についてどのように思いますか。」

項目	平成21年度	平成18年度
高いと思う	18.7%	15.5%
中間くらいだと思う	39.5%	41.6%
低いと思う	22.5%	22.5%

(以下、平成21年度の状況)

○活動した人の性別 男性：21.6% 女性：16.9%

○年齢別の割合

項目	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
高いと思う	14.8%	13.8%	15.5%	17.1%	21.8%	29.3%

<調査概要（平成21年度）>

- ・静岡県全域在住の20歳以上の男女2,000人を等間隔無作為抽出方法により抽出
- ・平成22年2月に郵送により調査を実施
- ・有効回収数：920票（回収率46.0%）
- ・静岡県文化政策課「文化に関する意識調査」

(11) 県内に他に誇る文化資源があると思う人の割合

- ・アンケート調査「文化に関する意識調査」を3年ごとに実施

「あなたのお住まいの地域には、他の地域に誇ることのできる文化資源（特色ある文化活動、歴史的な文化遺産や祭・芸能、その地域ならではの景観や食文化など）がありますか。」

○誇ることのできる文化資源の有無

項目	割合
ある	47.5%
ない	42.8%

○誇ることのできる文化資源の内容

「（「ある」と回答した人に）それはどのようなものですか。」（複数回答）

項目	割合
歴史的な遺産、伝統的な芸能、文化財	65.2%
特色ある地域の景観	35.5%
特色ある文化の創作・保存・普及活動	27.7%
特色ある地域の生活様式（言葉、食文化など）	16.0%
優れた芸術家	4.8%
その他	4.1%

<調査概要（平成21年度）>

- ・静岡県全域在住の20歳以上の男女2,000人を等間隔無作為抽出方法により抽出
- ・平成22年2月に郵送により調査を実施
- ・有効回収数：920票（回収率46.0%）
- ・静岡県文化政策課「文化に関する意識調査」

(12) 県内の文化財件数

種別	内容	指定区分			計
		国	県	市町	
有形文化財	建造物	2 1 4	3 3 6	1, 0 6 3	1, 6 1 3
	絵画				
	彫刻等				
無形文化財	工芸技術	0	1	6	7
民俗文化財	有形	2	9	5 3	6 4
	無形	8	4 6	9 1	1 4 5
記念物	史跡	4 3	3 4	2 8 0	3 5 7
	名勝	9	7	1 6	3 2
	天然記念物	2 9	1 2 5	2 6 7	4 2 1
計		3 0 5	5 5 8	1, 7 7 6	2, 6 3 9

静岡県教育委員会文化財保護課調べ（平成 22 年 3 月現在）

(13) しずおかの文化情報サイトのアクセス件数

- ・WEBサイト「しずおかの文化情報」とは、県内の文化活動に関する様々な情報を一元的に集積し、広く提供することを目的に、県と(財)静岡県文化財団が協働して開発し、(財)静岡県文化財団が運営する情報サイト。

<平成 21 年度>

項目	内容
期間	平成 21 年 5 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日
页数	延べ 129, 139 ページ
訪問件数	41, 146 件

静岡県文化政策課調べ

(14) ふじのくに芸術祭参加者数

・平成 22 年度実績

(単位：人)

部門等	種目等	参加者数 (応募・出演者)	鑑賞者数 (入場者)
総合開会式	総合開会式	37	86
	写真展・記念展覧会展開始式	25	49
	書道展開始式	13	28
美術部門	美術展	392	5,729
	写真展	288	900
	書道展	841	3,058
	優秀作品展	72	4,594
文学部門	文芸コンクール	487	—
音楽・舞台芸術部門	合唱コンクール	895	998
	演劇コンクール	173	3,080
	舞踊公演	115	822
生活文化部門	華道展	64	961
第 50 回芸術祭 記念事業	記念講演	4	95
	記念展覧会	254	—
	記念式典	235	702
	記念音楽会Ⅰ	21	486
	記念音楽会Ⅱ	25	545
	記念音楽会Ⅲ	12	370
	水石展	112	577
	邦楽演奏会	178	532
県芸術祭 普及事業	美術展ギャラリー・トーク	3	90
	美術展ギャラリー・レクチャー	22	107
	写真展・記念展覧会展ギャラリー・トーク	15	64
	書道展ギャラリー・トーク	1	20
	書道展ギャラリー・レクチャー	3	25
合計		4,287	23,918

静岡県文化政策課調べ

(15) 文化ボランティアに参加したことのある人の割合

・平成21年度「文化に関する意識調査」において調査

○参加経験の有無

「あなたは、文化・芸術に対する支援活動（文化ボランティアや文化・芸術活動等への寄附など）に参加したことがありますか。」

項目	割合
ある	5.9%
ない	90.3%

○参加の内容（複数回答）

項目	割合
① 文化施設や芸術団体の友の会・ファンクラブなどへの加入	35.2%
② 文化施設（美術館、博物館、劇場、ホールなど）におけるボランティア	33.3%
③ 寄附（チケット代金以外の資金の提供）	31.5%
④ 芸術団体（劇団、楽団など）や文化行事におけるボランティア	22.2%
⑤ 文化に関するNPOなどの活動への参加	13.0%

○今後の参加意向

項目	割合
参加したい	25.5%
参加したくない	69.0%

（年齢別意向）

項目	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
参加したい	44.4%	22.8%	28.6%	26.9%	23.3%	17.1%
参加したくない	53.1%	76.6%	68.3%	69.4%	71.8%	74.0%

（性別意向）

項目	男性	女性
参加したい	25.5%	26.4%
参加したくない	71.3%	69.3%

<調査概要（平成21年度）>

- ・静岡県全域在住の20歳以上の男女2,000人を等間隔無作為抽出方法により抽出
- ・平成22年2月に郵送により調査を実施
- ・有効回収数：920票（回収率46.0%）
- ・静岡県文化政策課「文化に関する意識調査」

(16) 県内で活動するアートNPO団体数

項目		法人数
県認証NPO法人数		1, 0 0 2
うち	活動分野に(4) (学術・文化・芸術・スポーツ) ※	3 9 2
	かつ 活動分野に(17) (連絡・援助・助言) ※	2 9 4
	上記のうち スポーツ関係を除いた法人	2 1 9

(平成 22 年 4 月現在)

※特定非営利活動促進法に定める「特定非営利活動」の分類

(4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(17) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(参考) 「アートNPOリンク」の調査による全国のアートNPO数

[2007 年版]

都道府県	アートNPO数
東京都	4 2 8
大阪府	1 3 7
神奈川県	1 0 6
京都府	9 6
北海道	8 3
兵庫県	8 0
千葉県	7 3
埼玉県	6 8
福岡県	6 8
愛知県	5 4
群馬県	4 3
三重県	4 2
静岡県	4 0
岡山県	3 5
全国 計	2, 0 0 6

[2010 年版]

都道府県	アートNPO数
東京都	1, 0 3 0
大阪府	2 5 2
神奈川県	2 0 8
京都府	2 0 5
千葉県	1 6 3
兵庫県	1 5 8
愛知県	1 5 5
福岡県	1 5 4
北海道	1 2 9
静岡県	1 2 5
埼玉県	9 9
広島県	8 7
岐阜県	7 6
群馬県	6 7
全国 計	4, 1 4 1

NPO法人アートNPOリンク「アートNPOデータバンク」より

定款に「学術、文化、芸術及びスポーツの振興を図る活動」(四号)を掲げている団体のうち、芸術や文化活動をしていると思われる団体、および主な活動領域は異なっているが、芸術や文化に関わりのある活動をしていると思われる団体を抽出

(17) 県内の文化会館の指導系職員の人数

・社会教育調査：文化会館の職員数（平成20年10月1日現在）（単位：人）

区分	館長	指導系職員	その他職員	計
専任	14	30	149	193
兼任	21	5	40	66
非常勤	15	12	160	187
合計	50	47	349	446

文部科学省「社会教育調査報告書」（平成20年度）

(18) 県内公立文化施設の自主企画事業における企業協賛などの数

・県内公立文化施設（61施設）を対象に、平成22年5月に調査を実施

○企業協賛事業を実施している施設の数（平成21年度）

項目	施設数	実施割合	事業数
実施している	16	26.2%	15
実施していない	45	73.8%	—
計	61	100.0%	

静岡県文化政策課調べ

3 計画策定までの経過

日 付	内 容	備 考
平成22年7月20日 ～29日	文化政策審議会委員への聞き取り調査	
平成22年8月4日	第1回 文化政策審議会	計画案の骨子について審議を行う
平成22年11月18日	第2回 文化政策審議会	計画案第1章から第4章の審議を行う
平成23年1月26日	第3回 文化政策審議会	計画案第1章から第6章の審議を行う
平成23年2月25日 ～3月14日	計画案に対する県民意見募集の実施	
平成23年2月28日	県政さわやかタウンミーティング (静岡市)	文化活動を行う関係者と意見交換を行う

4 静岡県文化政策審議会委員名簿 (15名)

平成23年3月1日現在

任 期：平成22年1月15日から平成24年1月14日まで (2年間)

氏 名	役 職 等	
くまくらいさお 熊倉功夫	静岡文化芸術大学 学長	会 長
すずきこうじろう 鈴木滉二郎	静岡文化芸術大学文化政策学部 講師	副会長
いわさきなおこ 岩崎尚子	(株)アール・ピー・アイ マネジャー	
うんのとしひこ 海野俊彦	静岡県文化協会 理事	
えまひであき 江間秀明	静岡県高等学校文化連盟会長 (県立静岡城北高等学校校長)	
おぎわらやすこ 荻原康子	(公社)企業メセナ協議会 プログラム・ディレクター	
かたおかけいこ 片岡啓子	声楽家/東邦音楽大学・大学院 教授	
くまくらすみこ 熊倉純子	東京芸術大学音楽学部 教授	
しがゆうじ 志賀雄二	(株)静岡新聞社 編集局 論説委員	
たかはたけいこ 高畑啓子	(株)あぶち (アップルハウス) 代表取締役	
にしむらみかこ 西村美佳孝	ミニコミ誌記者	
ひづめかずゆき 日詰一幸	静岡大学人文学部 教授	
ひもりりゅういち 桧森隆一	嘉悦大学 副学長 (経営経済学部 教授)	
みのたかこ 見野孝子	(株)LCウェルネス 代表取締役	
やぎ たち 八木 匡	同志社大学経済学部 教授	

(敬称略)

5 静岡県文化振興基本条例

平成 18 年 10 月 18 日
静岡県条例第 53 号

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 文化振興基本計画（第 6 条）

第 3 章 文化の振興に関する基本的施策（第 7 条—第 13 条）

第 4 章 静岡県文化政策審議会（第 14 条—第 20 条）

附則

私たちの静岡県は、霊峰富士をはじめとした美しく変化に富んだ自然と温暖な気候に恵まれ、茶、魚、果物その他の豊かな物産を産出する暮らしやすい県であるとともに、古くから東西交通の要衝の地として、東西日本の文化の交流が盛んに行われ、豊かな歴史を刻んできた。これらの風土及び歴史の中で、先人たちが県内外の様々な人々と交流し、ふれあいながらはぐくんできた個性豊かで多様な文化が、各地に様々な存在している。

これらの文化を未来へと継承し、かつ、新しい価値を見出すことにより新たな地域文化として創造し、及び発展させていくためには、様々な地域や人々とのつながりや交流を実感し、かつ、産業、まちづくり、教育、福祉等の分野との連携を図りながら、次代の文化の担い手である子どもをはじめとした文化に関わる様々な人を育てる環境や仕組みを作っていかなければならない。

また、県民の文化に関する価値観や文化との関わり方は、様々であり、持続的に文化を振興していくためには、県民の自主性が尊重されることを旨としつつ、文化を創造し、又は享受する活動が尊重されるとともに、それらの活動を理解し、支援し、仲介する等の文化を支える活動が尊重されなければならない。

私たちは、県民すべての幸せと繁栄のために、これらの課題に取り組むことによって、静岡県の多様な文化資源を生かし、発展させて、個性豊かで創意と活力にあふれる地域社会の実現を目指すとともに、文化に関する活動を行う権利を県民一人ひとりが互いに尊重しあう社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、文化の振興に関し、基本理念を定め、及び県の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策（以下「文化振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化振興施策の総合的な推進を図り、もって個性豊かで創意及び活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 文化の振興に当たっては、文化を創造し、若しくは享受し、又はこれらの活動を支える活動（以下これらを「文化活動」という。）を行うことが県民の権利であることにかんがみ、県民が等しく文化活動に参加できるような環境の整備が図られなければならない。

2 文化の振興に当たっては、県民一人ひとりの自主性及び創造性が尊重されなければならない。

3 文化の振興に当たっては、文化の多様性が尊重されるとともに、地域における多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。

4 文化の振興に当たっては、文化が地域間における相互理解を深める上で重要な役割を果たすことにかんがみ、文化に関する情報を広く国内外に発信するなど、文化交流が積極的に推進されなければならない。

5 文化の振興に当たっては、風土及び歴史に培われてきた地域の伝統的な文化が、県民の共通の財産としてはぐくまれ、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。

(県の役割)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化振興施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 前項の規定による文化振興施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項について十分に配慮しなければならない。

(1) 文化の内容に介入し、又は干渉することがないようにすること。

(2) 広く県民の意見が反映されるようにすること。

(3) 広域的な視点に立ちながら、市町又は文化活動を行う団体（国及び地方公共団体を除く。）及び個人（以下「民間団体等」という。）では実施が困難なものに取り組むこと。

3 県は、文化振興施策の策定及び実施のために必要な体制を整備するよう努めるとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4条 県は、地域における文化の振興が市町の本来的な役割であることにかんがみ、文化振興施策の推進に当たっては、市町との連携に努めるとともに、市町が文化振興施策を策定し、及び実施するために必要な助言若しくは協力を行うよう努め、又は市町相互の連携が図られるよう努めるものとする。

第5条 県は、民間団体等の自主性及び民間団体等が行う文化活動の多様性に十分に配慮しながら、当該文化活動の相互の連携が促進されるとともに、民間団体等が行う支援活動（文化活動のうち文化を創造し、又は享受する活動を支える活動をいう。以下同じ。）が促進されるよう、環境の整備その他の支援を行うものとする。

第2章 文化振興基本計画

第6条

知事は、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な計画（以下「文化振興基本計画」という。）を定めるものとする。

2 文化振興基本計画は、文化振興施策の大綱その他文化の振興に関し必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、文化振興基本計画を定めるに当たっては、文化振興施策と産業、まちづくり、教育、福祉その他の分野における施策との連携が図られるよう配慮するものとする。

4 知事は、文化振興基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くとともに、静岡県文化政策審議会に意見を求めるものとする。

5 知事は、文化振興基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、文化振興基本計画の変更について準用する。

第3章 文化の振興に関する基本的施策

(多様な文化資源の把握等)

第7条 県は、独創的で優れた地域文化の形成等を図るため、地域に根ざした伝統文化、新たに創造された地域文化その他の本県の多様な文化資源の把握、保存、継承及び活用の促進、当該文化資源に関する情報の収集及び発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化活動を行う機会の提供等)

第8条 県は、広く県民が文化活動を行う機会の充実を図るため、文化施設の活用又は民間団体等との連携による文化活動を行う機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化活動の充実等)

第9条 県は、次代の文化の担い手となる青少年が豊かな人間性を形成し、創造性をはぐくむことができるようにするため、学校教育における文化活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者等の文化活動が活発に行われるような環境の整備等)

第10条 県は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、これらの者の文化活動が活発に行わ

れるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化を創造する活動への支援等)

第11条 県は、本県の文化水準の向上に資するとともに、本県の魅力を高め、及び県民の誇りとなる文化の振興を図るため、世界を視野に入れて文化を創造する活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援活動の普及啓発等)

第12条 県は、民間団体等が行う支援活動が本県における文化の振興に果たす役割の重要性にかんがみ、その促進を図るため、当該支援活動の普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域産業の振興等に関する情報の提供等)

第13条 県は、県民の文化活動の促進に資する地域産業の振興を図るとともに、当該地域産業による地域文化の形成を促進するため、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

第4章 静岡県文化政策審議会

(設置及び所掌事務)

第14条 県に、静岡県文化政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 文化振興基本計画に関し、第6条第4項に規定する意見を述べること。
- (2) 知事の諮問に応じ、文化の振興に関する基本的事項について調査審議すること。
- (3) 知事の諮問に応じ、文化振興施策の目標の達成度、効果等について検証し、及び評価すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化の振興に関し必要な事項について調査審議し、知事に意見を述べること。

(組織)

第15条 審議会は、知事が任命する委員20人以内で組織する。

(任期)

第16条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第17条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第19条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

(委任)

第20条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

